

令和4年度

大学院履修要覧

日本大学大学院

生産工学研究科

目 次

1	日本大学教育憲章	1
2	日本大学大学院生産工学研究科教育方針	1
3	一般事項	
○	目的・制度	4
○	指導教員	4
○	講義	4
○	履修	4
○	GPA制度	4
○	学位論文	5
○	ティーチング・アシスタント（TA）制度	5
○	奨学金	5
○	研究指導アドバイザー、大学院教育研究補助（指導）業務担当助手制度	5
4	博士前期課程	
○	博士前期課程カリキュラム及びその履修条件	6
○	授業科目・単位数・担当者（生産工学系科目及び各専攻科目）	7
○	研究指導内容・方法及び年間スケジュール（博士前期課程）	17
5	博士後期課程	
○	研究指導科目・指導担当者（各専攻）	18
○	研究指導内容・方法及び年間スケジュール（博士後期課程）	22
6	研究指導教員	
○	指導教員専門分野	23
7	研究指導アドバイザー、大学院教育研究補助（指導）業務担当助手	
○	研究指導アドバイザー	25
○	大学院教育研究補助（指導）業務担当助手	28
《学則、諸規程》		
○	日本大学学則（大学院）抜粋	29
○	日本大学学位規程	37
○	日本大学大学院生産工学研究科学位論文審査内規	41
○	修士論文の提出に関する取扱	43
○	博士学位申請論文（甲）による学位申請及び審査に関する申合せ	44
○	日本大学大学院生産工学研究科関連科目履修要項	45
○	修了見込証明書の発行に関する取扱	45
○	大学院生産工学研究科学位授与の基準	46
○	日本大学生産工学部ティーチング・アシスタント制度内規	47
○	日本大学生産工学部ティーチング・アシスタント制度運用基準	48
○	日本大学生産工学部奨学金給付規程	49
○	日本大学生産工学部校友会奨学金給付規程	50
○	大学院生産工学研究科博士後期課程への進学者に対する奨学金の給付に関する要項	52

1 日本大学教育憲章

日本大学は、本学の目的及び使命」を理解し、本学の教育理念である「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力を身につけ、「日本大学マインド」を有する者を育成する。

日本大学マインド

- ・日本の特質を理解し伝える力
日本文化に基づく日本人の気質、感性及び価値観を身につけ、その特質を自ら発信することができる。
- ・多様な価値を受容し、自己の立場・役割を認識する力
異文化及び異分野の多様な価値を受容し、地域社会、日本及び世界の中での自己の立ち位置や役割を認識し、説明することができる。
- ・社会に貢献する姿勢
社会に貢献する姿勢を持ち続けることができる。

「自主創造」の3つの構成要素及びその能力

＜自ら学ぶ＞

- ・豊かな知識・教養に基づく高い倫理観
豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。
- ・世界の現状を理解し、説明する力
世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。

＜自ら考える＞

- ・論理的・批判的思考力
得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。
- ・問題発見・解決力
事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。

＜自ら道をひらく＞

- ・挑戦力
あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。
- ・コミュニケーション力
他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。
- ・リーダーシップ・協働力
集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。
- ・省察力
謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。

2 日本大学 大学院生産工学研究科 教育方針

○ 生産工学研究科の教育目標

本大学院は、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、自主創造の精神に基づき、文化の進展に寄与することを目的とする。

博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力と高度な専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、その他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

○ 生産工学研究科が育成する人材像

（博士前期課程）

博士前期課程では、高度な学術を探究し、自主創造の気風を堅持し、社会の問題を解決しようとする、心身ともに健全な国際的技術者を育成することを目的とする。

（博士後期課程）

博士後期課程では、博士前期課程で修めた学識・識見に加え、社会の問題を自らの力で見出し解決し、新たに得た知見を世界に発信する人材を育成することを目的とする。

○ 大学院生産工学研究科ディプロマ・ポリシー（博士前期課程）

生産工学研究科に、所定の期間在籍し、日本大学教育憲章、生産工学研究科の教育目標並びに各専攻の教育研究上の目的に基づいた教育課程により、教育目標に沿った研究指導を受け、所定の単位数を修得するとともに、研究科が開催する発表会を経て提出された修士論文の審査に合格した者に、修士（工学）の学位を与える。

次の要求事項を満たしていることを、課程修了の目安とする。

生産工学に関わる幅広い知識を身につけ、自らの研究を遂行するために必要な倫理観を高めることができる。

学修を通じて得た知識を国際社会の多様な課題に適用し、自らの研究を論理的に説明することができる。専門分野を体系的に深く理解し、高度な情報を活用して論理的かつ批判的に評価することができる。

自ら獲得した知識・技能等に基づいて、研究に関する問題を発見し、解決することができる。

高度技術者として、社会の発展に果敢に挑戦することができる。

国内外の多様な社会・環境の中で、他者の価値観を尊重した上で、適切なコミュニケーションを主体的に実践し、自らの考えを伝えることができる。

高度な技術の進歩に適応し、他者と協働することにより、グローバル化する知識基盤社会の発展に寄与することができる。

振り返りを通じて、自己の研究力、技術力を高めることができる。

○ 大学院生産工学研究科ディプロマ・ポリシー（博士後期課程）

生産工学研究科に、所定の期間在籍し、日本大学教育憲章、生産工学研究科の教育目標並びに各専攻の教育研究上の目的に基づいた教育課程により、教育目標に沿った研究指導を受け、所定の単位数を修得するとともに、研究科が開催する発表会を経て提出された博士論文の審査及び最終試験に合格した者に、博士（工学）の学位を与える。

次の要求事項を満たしていることを、課程修了の目安とする。

研究及びその成果の公表などを通じて、社会の問題を自らの力で見出し解決し、新たに得た知見を世界に発信することができる。さらに学識を教授するために必要な能力を培うこと。

○ 大学院生産工学研究科カリキュラム・ポリシー（博士前期課程）

生産工学研究科は、生産工学研究科のディプロマ・ポリシーに適う以下の人材を養成するため、博士前期課程を通じて、生産工学系科目及び専門科目で構成される体系的なカリキュラムを編成し実施する。

また、各科目における教育内容・方法、成績評価方法、及び評価基準をシラバス等で明示し学生に周知した上で、公正かつ厳正に評価を行う。

生産工学系科目を学修することにより、生産工学に関わる幅広い知識を身につけ、特別演習、特別研究を修得することにより、自らの研究を遂行するために必要な倫理観を高めることができる。

各専攻における専門科目の学修を通じて得た知識を国際社会の多様な課題に適用し、自らの研究を論理的に説明することができる。

各専攻における専門科目を体系的に学修することにより、高度な情報を活用して論理的かつ批判的に評価することができる。

生産工学系科目と各専攻における専門科目を学修することにより獲得した知識・技能等に基づいて、研究に関する問題を発見し、解決することができる。

生産工学系科目と各専攻における専門科目を学修することにより、高度技術者として、社会の発展に果敢に挑戦することができる。

特別演習、特別研究を修得することにより、国内外の多様な社会・環境の中で、他者の価値観を尊重した上で、適切なコミュニケーションを主体的に実践し、自らの考えを伝えることができる。

生産工学系科目と各専攻における専門科目を学修することにより、高度な技術の進歩に適応し、他者と協働することにより、グローバル化する知識基盤社会の発展に寄与することができる。

特別演習、特別研究を修得することにより、振り返りを通じて、自己の研究力、技術力を高めることができる。

○ 大学院生産工学研究科カリキュラム・ポリシー（博士後期課程）

生産工学研究科は、生産工学研究科のディプロマ・ポリシーに適う以下の人材を養成するため、博士後期課程を通じて、専門分野での特別研究を実施するリサーチワークを実施する。

また、特別研究における研究・教育内容・方法、成績評価方法、及び評価基準をシラバス等で明示し学生に周知した上で、公正かつ厳正に評価を行う。

さらに学識を教授するために必要な能力を培う機会の設定やそのようなプレFDの情報提供に努める。

博士前期課程で修めた学識・識見に加え、該当する専攻のいずれかの特別研究（研究指導科目）を修得することにより、研究及びその成果の公表などを通じて、社会の問題を自らの力で見出し解決し、新たに得た知見を世界に発信することができる。さらに学識を教授するために必要な能力を培うこと。

○ 大学院生産工学研究科アドミッション・ポリシー（博士前期課程）

生産工学研究科では、日本大学教育憲章に則り、自ら学び、自ら考え、自ら道をひらく能力を有し、社会に貢献できる人材を育成します。

このため本研究科では、以下に示す「求める学生像」を理解して意欲的に学修・研究を進めていくことのできる者を求めています。

「求める学生像」

科学・工学・生産工学の面からグローバル化する知識基盤社会の発展に貢献し、他者と協働し、研究能力、開発能力を高めたいと考えることができる。

自らが修めたい専門分野において研究を深めるにあたり、必要となる知識を有する。

論理的かつ批判的な思考を通じ、自らの考えを述べることができる。

深い洞察力と研究能力を高め最先端の研究を遂行するに要する自立的な行動力を有する。

研究を深めるにあたり必要な英語の能力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を有する。

なお、本研究科に入学を志す者は、「求める学生像」を理解していると判断し、入学試験では、口述試験、面接試験、学力試験等により、博士前期課程の学修に必要な「学力の3要素」を評価します。

○ 大学院生産工学研究科アドミッション・ポリシー（博士後期課程）

生産工学研究科では、日本大学教育憲章に則り、自ら学び、自ら考え、自ら道をひらく能力を有し、社会に貢献できる人材を育成します。

このため本研究科では、以下に示す「求める学生像」を理解して意欲的に学修・研究を進めていくことのできる者を求めています。

「求める学生像」

生産工学に関わる幅広い知識を身につけ、自らの研究を遂行するために必要な倫理観を高めることができる。

学修を通じて得た知識を国際社会の多様な課題に適用し、自らの研究を論理的に説明することができる。

高度な情報を活用して論理的かつ批判的に評価することができる。

学修を通じて得た知識・技能等に基づいて、研究に関する問題を発見し、解決することができる。

高度技術者として、社会の発展に果敢に挑戦することができる。

国内外の多様な社会・環境の中で、他者の価値観を尊重した上で、適切なコミュニケーションを主体的に実践し、自らの考えを伝えることができる。

高度な技術の進歩に適応し、他者と協働することにより、グローバル化する知識基盤社会の発展に寄与することができる。

振り返りを通じて、自己の研究力、技術力を高めることができる。

なお、本研究科に入学を志す者は、「求める学生像」を理解していると判断し、入学試験では、口述試験、面接試験、学力試験等により、博士後期課程の学修に必要な「学力の3要素」を評価します。

3 一 般 事 項

○ 目的・制度

大学院は学部における一般教養及び専門科目による教育を基盤とし、より高度の理論及びその応用を教授し、研究を行う機関です。

大学院は博士前期課程 2 年と博士後期課程 3 年より成り立っています。

博士前期課程は、主に広い視野に立ってより進んだ学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職務等に必要の高度の能力を養うことを目的としています。

博士後期課程は、主として専攻分野における研究者として自立し、研究活動を行うに必要な高度の研究能力を養うことを目的としています。

○ 指導教員

大学院では、設置科目受講のほか、在学中すべての面について指導教員からの個別指導を受けることになります。特に大学院生活の仕上げである修士及び博士の学位論文については、テーマの選定からその作成指導、さらに審査まで、指導教員の指導のもとで研究室の一員として研鑽を積まなくてはなりません。従って、自分の研究内容については、指導教員とよく相談をしてください。

○ 講 義

大学院では学部時に修得した教養・基礎科学系及び専門科目に関する学識を基礎にした、より高度で専門的な講義科目を設置しています。

原則として、博士前期課程では、2 年以上在学し、生産工学系科目、所属する専攻科目及び他専攻の科目を学則に従い、33 単位を履修して単位を修得しなければなりません。修士論文が提出できるためには、博士前期課程の 2 年次生で審査簿提出までに、所属専攻の専攻科目より 10 単位（横断型プログラム特別演習、特別研究は含まない）以上かつ、本研究科設置科目より 20 単位以上を修得しなければなりません。

所属専攻の授業科目、他の専攻の関連授業科目のほか、生産工学研究科以外に設置してある相互履修科目も履修できます。

○ 履 修

履修科目については、学年始めに指導教員と相談のうえ、履修計画を充分に立て、授業科目を決定し届け出ます。授業科目の選択に当たっては、共通科目である生産工学系科目、所属専攻の設置科目だけでなく各自の専攻テーマと関連の深い、他専攻の授業科目についても検討し、幅広い知識を修得することが望ましいです。

なお、日本大学大学院相互履修制度に基づき、生産工学研究科以外の研究科に設置してある授業科目を受講することもできますので、教務課に問い合わせてください。

○ GPA 制度

GPA とは、Grade Point Average の略称で、取得した成績評価に基づいて、係数化された平均値を示しています。

《導入の目的》

厳格な成績評価、綿密な履修指導による卒業生の質の保証等のために GPA 制度を導入しています。

《成績評価基準》

		点 数	評価	係数	内 容	成績証明書
判 定	合 格	100～90 点	S	4	特に優れた成績を示したもの	S
		89～80 点	A	3	優れた成績を示したもの	A
		79～70 点	B	2	妥当と認められたもの	B
		69～60 点	C	1	合格と認められるための成績を示したもの	C
無 判 定	不 合 格	59 点以下	D	0	合格と認められるに足る成績を示さなかったもの	—
		—	E	0	履修登録をしたが評価を受けなかったもの	—
		—	P	—	履修登録後、所定の履修中止手続きを取ったもの	—
		—	N	—	修得単位として認定になったもの	N

※成績評価は成績表の素点から導き出されますが、履修登録したものの成績を示さなかった場合は、成績表には素点は記載されず、成績評価は E となり、該当する係数は 0 となる。

※成績証明書では合格した科目の成績 (S, A, B 及び C) 及び認定科目 (N) のみ表示する。

《計算式(算出方法)》

① 授業科目担当教員から提出された成績表の素点から評価を導き出し、その評価に該当する係数に各授業科目の単位数を掛けたものがポイント数となり、ポイント数の総計を総履修単位数 (D, E の単位数も含める) で除したものが GPA となる。GPA は小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点以

下第 2 位までを有効とします。なお、P(履修中止)、N(認定科目)は GPA に算入しません。

【計算式】

$$\frac{(4 \times S \text{ の修得単位数}) + (3 \times A \text{ の修得単位数}) + (2 \times B \text{ の修得単位数}) + (1 \times C \text{ の修得単位数})}{\text{総履修単位数 (D, E の単位数も含める。)}}$$

- ② GPA 算出の対象科目は、履修をしたすべての授業科目となります。
- ③ GPA は、当該年度の学期(学期の GPA) 及び年間(年間の GPA) 並びに入学時からの累積(累積の GPA) とします。
- ④ 通年科目は、学期の GPA 算出の際には後学期の GPA に導入します。
- ⑤ 授業科目を再履修した場合、累積の GPA 算出の際には最後の履修による成績及び単位数のみを算入するものとし、以前の成績及び単位数は算入しません。

《履修中止》

履修を中止する場合は、学期始めのガイダンスで伝達される期間に所定の手続きを行ってください。

《成績証明書》

評価が D, E, P になった授業科目の成績は、成績通知書にはそのまま記載されますが、成績証明書には記載されません。また、これらの授業科目を再履修して合格すれば、その成績が成績通知書と成績証明書に記載されます。

○ 学位論文

本研究科の博士(前期・後期)課程を修了しようとする者は、その課程において修得し、研鑽を積んできた成果を問うために学位論文を提出し、審査及び最終試験の判定を受け合格しなければなりません。

合格した博士前期課程修了者に対しては、修士(工学)、博士後期課程修了者に対しては博士(工学)の学位がそれぞれ授与されます。

学位に関しては付録の「日本大学学位規程」、「日本大学大学院生産工学研究科学位論文審査内規」、「修士論文の提出に関する取扱」及び「博士学位申請論文(甲)による学位申請及び審査に関する申し合せ」に細かく規定されていますので、熟読してください。

○ ティーチング・アシスタント(TA)制度

大学院学生を対象とし、学部の教育充実のために定められた時間において、学部学生の教育指導に関する補助を行います。

○ 奨学金

大学院に在学中は、できるだけ多くの時間を学修及び研究に向けなければなりません。そのためには在学中の経済的基盤を確保する必要があります。その代表的なものとして次のものがあります。

- ① 日本大学古田奨学金
- ② 日本大学ロバート・F・ケネディ奨学金
- ③ 日本大学生産工学部奨学金
- ④ 日本大学生産工学部校友会奨学金
- ⑤ 日本大学大学院生産工学研究科博士後期課程への進学者に対する奨学金
- ⑥ 日本学生支援機構奨学金

※その他、地方公共団体や民間育英団体等による奨学金制度も設けられています。詳細については、学生課に問い合わせてください。

○ 研究指導アドバイザー、大学院教育研究補助(指導)業務担当助手制度

生産工学研究科では、大学院生が専門分野を横断した複眼的な視野を養えるよう、研究活動(論文の作成、学会発表等)に対し異なる専門分野からの指導等を行う「研究指導アドバイザー」を配置しています。

また、講義、演習、実習等における教育補助及び論文作成指導等の研究補助を行う「大学院教育研究補助(指導)業務担当助手」を配置しています。※所属、氏名、研究分野、研究室は25~28ページを参照してください。

4 博士前期課程

○ 博士前期課程カリキュラム及びその履修条件

生産工学研究科における授業科目及び単位数並びにその履修方法は、次のとおりです。

各専攻共に生産工学系科目及び専攻科目の単位を含めて、**33単位以上**を修得しなければなりません。

履修区分	科目名		必修 単位数	選 択 単位数	履修方法		修 得 単位数
生産工学系科目	横断 科目	・電磁気・モーター技術特講 ・インフラメンテナンス特講 ・地球環境特講 ・医療工学特講 ・データサイエンス特講 ・産業社会論特講 ・生産技術マネジメント特講 ・リスクマネジメント特講 ・エネルギーマネジメント特講		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	横断科目の 選択科目か ら6単位以 上修得しな ければなら ない。 必修・選択科 目を含めて、 13単位以 上修得しな ければなら ない。		33 以上
	基盤 科目	・技術者英語特講 ・応用数理特講 ・応用物理学特講 ・物性化学特講	1	2 2 2			
	実習 科目	・生産工学特別演習Ⅰ ・生産工学特別演習Ⅱ ・生産工学特別実習	2 2	2			
専攻科目	選択 科目	当該専攻科目 横断プログラム特別演習Ⅰ 横断プログラム特別演習Ⅱ		2 1 1	必修科目から6単位以上， 選択科目から14単位以 上，計20単位以上修得し なければならない。 (他専攻から最大6単位ま で修得することができる)		
	必修 科目	・特別研究Ⅰ ・特別研究Ⅱ	3 3				

○ 授業科目・単位数・担当者

(1)生産工学系科目(博士前期課程)

授 業 科 目	単位数	科目担当者			
Ⅰ 横断科目					
電 磁 気 ・ モ ー タ ー 技 術 特 講	2	教 授	博士(工学)	安 藤	努
		教 授	博士(工学)	前 田	将 克
		准教授	博士(工学)	菅 沼	祐 介
イ ン フ ラ メ ン テ ナ ン ス 特 講	2	教 授	博士(工学)	保 坂	成 司
		教 授	博士(工学)	青 山	定 敬
		教 授	博士(工学)	秋 葉	正 一
		准教授	博士(工学)	朝 香	智 仁
		教 授	博士(工学)	鶴 澤	正 美
		教 授	博士(工学)	小 田	晃 晃
		准教授	博士(工学)	加 納	陽 輔
		教 授	博士(工学)	佐 藤	克 己
		教 授	博士(工学)	高 橋	岩 仁
		教 授	博士(工学)	水 口	和 彦
		教 授	博士(工学)	森 田	弘 昭
		特任教授	博士(工学)	渡 部	正 貴
地 球 環 境 特 講	2	教 授	博士(工学)	師 橋	憲 樹
		教 授	博士(工学)	北 野	幸 幸
		准教授	博士(工学)	佐 藤	敏 幸
医 療 工 学 特 講	2	教 授	博士(工学)	見 坐	地 一 人
		教 授	博士(工学)	古 市	昌 一
		教 授	博士(理学)	小 林	奈 央 樹
		特任教授	工学博士	中 西	哲 也
		教 授	博士(工学)	三 友	信 夫
デ ー タ サ イ エ ン ス 特 講	2	教 授	博士(工学)	豊 谷	純 一
		専任講師	博士(工学)	大 前	佑 斗
		教 授	博士(工学)	原 一	之 真
		専任講師	博士(理学)	佐 々 木	真 彦
		准教授	博士(工学)	目 黒	光 幸
産 業 社 会 論 特 講	2	教 授	博士(人間科学)	小 谷	一 郎
		教授(兼任)	博士(心理学)	田 中	堅 一
生 産 技 術 マ ネ ジ メ ン ト 特 講	2	教 授	博士(工学)	村 田	康 一
		講 師	博士(工学)	若 林	敬 造
リ ス ク マ ネ ジ メ ン ト 特 講	2	教 授	博士(工学)	鳥 居	塚 崇
		准教授	博士(工学)	吉 野	悟 幸
エ ネ ル ギ ー マ ネ ジ メ ン ト 特 講	2	教 授	博士(科学)	今 村	宰 幸
		准教授	博士(工学)	佐 藤	敏 幸
Ⅱ 基盤科目					
技 術 者 英 語 特 講	1	教 授	博士(工学)	鈴 木	邦 成
		教 授	博士(工学)	岡 哲	資 郎
		教 授	博士(理学)	北 島	雄 一
		教 授	博士(工学)	高 橋	岩 仁
		教 授	博士(工学)	永 井	香 織
		准教授	博士(理学)	齊 藤	和 憲
		准教授	博士(芸術工学)	田 中	遵 子
		専任講師	博士(理学)	佐 々 木	真 子
		専任講師	博士(工学)	平 林	明 潤
応 用 数 理 特 講	2	教 授	博士(数理科学)	間 田	典 克
応 用 物 理 学 特 講	2	教 授	博士(理学)	大 熊	康 克
		教 授	博士(工学)	吉 田	亘 明
物 性 化 学 特 講	2	教 授	博士(工学)	南 澤	宏 樹
		教 授	博士(理学)	大 坂	直 樹

授 業 科 目	単位数	科目担当者
Ⅲ 実習科目		
生産工学特別演習Ⅰ	2	教授 博士(工学) 秋 濱 一 弘
生産工学特別演習Ⅱ	2	教授 博士(工学) 安 藤 努
【機械工学専攻】		教授 博士(科学) 今 村 宰
		教授 博士(工学) 沖 田 浩 平
		教授 Ph.D. 久 保 田 正 広
		教授 博士(工学) 栗 谷 川 幸 代
		教授 博士(物理学) 高 橋 栄 一
		教授 博士(工学) 綱 島 均
		教授 博士(工学) 野 村 浩 司
		教授 博士(工学) 平 山 紀 夫
		教授 博士(工学) 前 田 将 克
		教授 博士(工学) 丸 茂 喜 高
		教授 博士(工学) 山 崎 博 司
		准教授 博士(工学) 坂 田 憲 泰
		准教授 博士(工学) 菅 沼 祐 介
生産工学特別演習Ⅰ	2	教授 博士(工学) 荒 巻 光 利
生産工学特別演習Ⅱ	2	教授 博士(工学) 飯 田 和 昌
【電気電子工学専攻】		教授 博士(理学) 石 澤 淳
		教授 博士(情報学) 伊 藤 浩
		教授 博士(工学) 内 田 暁
		教授 博士(工学) 黒 岩 孝
		教授 博士(工学) 小 山 潔
		教授 博士(工学) 清 水 耕 作
		教授 博士(工学) 新 妻 清 純
		教授 博士(工学) 原 一 之
		准教授 博士(工学) 工 藤 祐 輔
		准教授 博士(工学) 加 藤 修 平
生産工学特別演習Ⅰ	2	教授 博士(工学) 青 山 定 敬
生産工学特別演習Ⅱ	2	教授 博士(工学) 秋 葉 正 一
【土木工学専攻】		教授 博士(工学) 鶴 澤 正 美
		教授 博士(工学) 小 田 晃
		教授 博士(工学) 佐 藤 克 己
		教授 工学博士 澤 野 利 章
		教授 博士(工学) 鷺 見 浩 一
		教授 博士(工学) 高 橋 岩 仁
		教授 博士(学術) 武 村 武
		教授 博士(工学) 野 中 崇 志
		教授 博士(工学) 保 坂 成 司
		教授 博士(工学) 水 口 和 彦
		教授 博士(工学) 森 田 弘 昭
		准教授 博士(工学) 朝 香 智 仁
		准教授 博士(工学) 加 納 陽 輔
生産工学特別演習Ⅰ	2	教授 博士(工学) 岩 田 伸 一 郎
生産工学特別演習Ⅱ	2	教授 博士(工学) 神 田 亮
【建築工学専攻】		教授 博士(工学) 北 野 幸 樹
		教授 博士(工学) 小 松 博
		教授 博士(工学) 塩 川 博 義
		教授 博士(工学) 永 井 香 織
		教授 博士(工学) 中 澤 公 伯
		教授 博士(工学) 廣 田 直 行
		教授 博士(工学) 藤 本 利 昭
		教授 博士(工学) 師 橋 憲 貴
		教授 博士(工学) 湯 浅 昇
		教授 渡 邊 康
		准教授 博士(工学) 下 村 修 一
		准教授 博士(工学) 三 上 功 生

授 業 科 目	単位数	科目担当者			
生産工学特別演習Ⅰ 生産工学特別演習Ⅱ 【応用分子化学専攻】	2	教 授	博士(工学)	柏 田 歩	
	2	教 授	博士(工学)	岡 田 昌 樹	
		教 授	博士(工学)	田 中 智	
		教 授	博士(薬学) Dr. rer. nat.	津 野 孝	
		教 授	博士(工学)	中 釜 達 朗	
		教 授	博士(理学)	藤 井 孝 宜	
		教 授	博士(工学)	古 川 茂 樹	
		教 授	博士(工学)	松 本 真 和	
		教 授	博士(工学)	南 澤 宏 明	
		教 授	博士(工学)	山 田 和 典	
		教 授	博士(農学)	吉 宗 一 晃	
		准教授	博士(薬学)	朝 本 紘 充	
		准教授	博士(理学)	市 川 隼 人	
		准教授	博士(工学)	木 村 悠 二	
		准教授	博士(工学)	小 森 谷 友 絵	
		准教授	博士(理学)	齊 藤 和 憲	
		准教授	博士(工学)	佐 藤 敏 幸	
		准教授	博士(工学)	保 科 貴 亮	
		准教授	博士(理学)	山 根 庸 平	
		准教授	博士(工学)	吉 野 悟	
生産工学特別演習Ⅰ 生産工学特別演習Ⅱ 【マネジメント工学専攻】	2	教 授	博士(工学)	石 橋 基 範	
	2	教 授	博士(農学)	五 十 部 誠 一 郎	
		教 授	博士(工学)	酒 井 哲 也	
		教 授	博士(理学)	柴 直 樹	
		教 授	博士(工学)	鈴 木 邦 成	
		教 授	博士(工学)	豊 谷 純	
		教 授	博士(工学)	鳥 居 塚 崇	
		教 授	博士(経営管理)	水 上 祐 治	
		教 授	博士(工学)	三 友 信 夫	
		教 授	博士(工学)	村 田 康 一	
		教 授	博士(工学)	矢 野 耕 也	
生産工学特別演習Ⅰ 生産工学特別演習Ⅱ 【数理情報工学専攻】	2	教 授	博士(工学)	新 井 雅 之	
	2	教 授	博士(工学)	内 田 康 之	
		教 授	博士(工学)	岡 哲 資	
		教 授	工学博士	角 田 和 彦	
		教 授	博士(工学)	栃 窪 孝 也	
		教 授	博士(工学)	中 村 喜 宏	
		教 授	博士(理学)	野々村真規子	
		教 授	博士(工学)	古 市 昌 一	
		教 授	博士(工学)	細 川 利 典	
		教 授	博士(工学)	見 坐 地 一 人	
		准教授	博士(工学)	伊 東 拓	
		准教授	博士(理学)	浦 上 大 輔	
		准教授	博士(建築学)	遠 田 敦	
		准教授	博士(工学)	目 黒 光 彦	
生産工学特別実習	2	指導教員全員			

※科目担当者は、令和4年度の担当者です。令和5年度以降は変更になる場合があります。

(2)機械工学専攻(博士前期課程)

授 業 科 目	単位数	科 目 担 当 者
応 用 数 学 I	2	教 授 博士(工学) 丸 茂 喜 高
応 用 数 学 II	2	教 授 博士(工学) 栗 谷 川 幸 代
機 械 力 学 特 講 I	2	講 師 工学博士 景 山 一 郎
機 械 力 学 特 講 II	2	講 師 博士(工学) 松 本 陽
構 造 力 学 特 講	2	専任講師 博士(工学) 平 林 明 子
弾 性 学 特 講 I	2	教 授 博士(工学) 平 山 紀 夫
弾 性 学 特 講 II	2	准教授 博士(工学) 坂 田 憲 泰
計 算 力 学 特 講	2	教 授 博士(工学) 平 山 紀 夫
熱 力 学 特 講 I	2	講 師 工学博士 氏 家 康 成
熱 力 学 特 講 II	2	教 授 博士(工学) 野 村 浩 司
伝 熱 工 学 特 講	2	教 授 博士(工学) 山 崎 博 司
		教 授 博士(物理学) 高 橋 栄 一
流 体 工 学 特 講 I	2	特任教授 工学博士 松 島 均
流 体 工 学 特 講 II	2	教 授 博士(工学) 沖 田 浩 平
機 械 材 料 学 特 講	2	教 授 Ph.D. 久 保 田 正 広
機 械 加 工 学 特 講	2	教 授 博士(工学) 前 田 将 克
材 料 加 工 学 特 講	2	特任教授 Ph.D. 高 橋 進
		講 師 工学博士 小 山 秀 夫
制 御 工 学 特 講 I	2	教 授 博士(工学) 綱 島 均
制 御 工 学 特 講 II	2	教 授 博士(工学) 綱 島 均
機 械 工 学 特 別 研 究 I	3	教 授 博士(工学) 秋 濱 一 弘
機 械 工 学 特 別 研 究 II	3	教 授 博士(工学) 安 藤 努
		教 授 博士(科学) 今 村 宰
		教 授 博士(工学) 沖 田 浩 平
		教 授 Ph.D. 久 保 田 正 広
		教 授 博士(工学) 栗 谷 川 幸 代
		教 授 博士(物理学) 高 橋 栄 一
		教 授 博士(工学) 綱 島 均
		教 授 博士(工学) 野 村 浩 司
		教 授 博士(工学) 平 山 紀 夫
		教 授 博士(工学) 前 田 将 克
		教 授 博士(工学) 丸 茂 喜 高
		教 授 博士(工学) 山 崎 博 司
		准教授 博士(工学) 坂 田 憲 泰
		准教授 博士(工学) 菅 沼 祐 介
横 断 プログラム 特 別 演 習 I	1	
横 断 プログラム 特 別 演 習 II	1	
学 位 論 文		

※科目担当者は、令和4年度の担当者です。令和5年度以降は変更になる場合があります。

(3)電気電子工学専攻(博士前期課程)

授 業 科 目	単位数	科 目 担 当 者		
電 気 電 子 数 学 特 講	2	准教授	博士(理学)	塩 見 昌 司
電 磁 場 論 特 講	2	専任講師	博士(理学)	佐 々 木 真
回 路 網 理 論 特 講	2	講 師	博士(工学)	小 井 戸 純 司
電 子 回 路 特 講	2	特任教授	工学博士	中 西 哲 也
磁 気 物 性 工 学 特 講	2	教 授	博士(工学)	小 山 潔
ナノ半 導 体 デ バ イ ス 特 講	2	講 師	博士(工学)	中 山 正 敏
エ ネ ル ギ ー 変 換 特 講	2	教 授	博士(工学)	新 妻 清 純
	2	教 授	博士(工学)	清 水 耕 作
	2	教 授	博士(工学)	荒 卷 光 利
	2	教 授	博士(工学)	清 水 耕 作
	2	准教授	博士(工学)	工 藤 祐 輔
制 御 工 学 特 講	2	講 師	工学博士	三 平 満 司
電 気 音 響 工 学 特 講	2	講 師	工学博士	三 浦 光
非 破 壊 検 査 工 学 特 講	2	講 師	博士(工学)	小 井 戸 純 司
照 明 工 学 特 講	2	教 授	博士(工学)	内 田 暁
光 電 子 工 学 特 講	2	教 授	博士(工学)	荒 卷 光 利
電 磁 波 工 学 特 講	2	特任教授	博士(工学)	坂 口 浩 一
ワイヤレス通信工学特講	2	講 師	博士(工学)	田 中 將 義
シ ス テ ム 工 学 特 講	2	教 授	博士(工学)	黒 岩 孝
ロ ボ ッ ト 工 学 特 講	2	講 師	博士(工学)	霜 山 竜 一
人 工 知 能 特 講	2	教 授	博士(工学)	原 一 之
イ メ ー ジ 工 学 特 講	2	教 授	博士(情報学)	伊 藤 浩
超 音 波 工 学 特 講	2	講 師	博士(工学)	大 塚 哲 郎
車両駆動エレクトロニクス特講	2	准教授	博士(工学)	加 藤 修 平
電気電子工学特別研究Ⅰ	3	教 授	博士(工学)	荒 卷 光 利
電気電子工学特別研究Ⅱ	3	教 授	博士(工学)	飯 田 和 昌
		教 授	博士(理学)	石 澤 淳
		教 授	博士(情報学)	伊 藤 浩
		教 授	博士(工学)	内 田 暁
		教 授	博士(工学)	黒 岩 孝
		教 授	博士(工学)	小 山 潔
		教 授	博士(工学)	清 水 耕 作
		教 授	博士(工学)	新 妻 清 純
		教 授	博士(工学)	原 一 之
		准教授	博士(工学)	工 藤 祐 輔
		准教授	博士(工学)	加 藤 修 平
横断プログラム特別演習Ⅰ	1			
横断プログラム特別演習Ⅱ	1			
学 位 論 文				

※科目担当者は、令和4年度の担当者です。令和5年度以降は変更になる場合があります。

(4)土木工学専攻(博士前期課程)

授 業 科 目	単位数	科 目 担 当 者			
構 造 力 学 特 講	2	教 授	博士(工学)	水 口 和 彦	
構 造 工 学 特 講	2	講 師	博士(工学)	三 上 浩	
耐 震 工 学 特 講	2	教 授	工学博士	澤 野 利 章	
水 理 学 特 講	2	教 授	工学博士	澤 野 利 章	
水 工 学 特 講	2	教 授	博士(工学)	鷺 見 浩 一	
環境マネジメント工学特講	2	特任教授	博士(工学)	落 合 実	
		教 授	博士(工学)	小 田 晃	
		教 授	博士(学術)	武 村 武	
		教 授	博士(工学)	森 田 弘 昭	
		教 授	博士(工学)	高 橋 岩 仁	
		教 授	博士(工学)	佐 藤 克 己	
土 質 力 学 特 講	2	特任教授	工学博士	西 尾 伸 也	
地 盤 工 学 特 講	2	特任教授	工学博士	西 尾 伸 也	
道 路 工 学 特 講	2	教 授	博士(工学)	秋 葉 正 一	
		准教授	博士(工学)	加 納 陽 輔	
コンクリート工学特講	2	教 授	博士(工学)	鵜 澤 正 美	
		准教授	博士(工学)	山 口 晋	
鉄筋コンクリート工学特講	2	准教授	博士(工学)	山 口 晋	
資 源 シ ス テ ム 工 学	2	教 授	博士(工学)	鵜 澤 正 美	
土 木 シ ス テ ム 計 画 学	2	教授(研究所)	博士(工学)	松 浦 将 行	
		教 授	博士(工学)	佐 藤 克 己	
建 設 マ ネ ジ メ ン ト	2	教 授	博士(工学)	保 坂 成 司	
		特任教授	博士(工学)	渡 部 正	
地 域 社 会 論	2	教 授	博士(工学)	野 中 崇 志	
		特任教授	博士(工学)	杉 村 俊 郎	
国 土 情 報 工 学 特 講	2	特任教授	博士(工学)	岩 下 圭 之	
		准教授	博士(工学)	朝 香 智 仁	
土 木 工 学 特 別 研 究 I	3	教 授	博士(工学)	青 山 定 敬	
土 木 工 学 特 別 研 究 II	3	教 授	博士(工学)	秋 葉 正 一	
		教 授	博士(工学)	鵜 澤 正 美	
		教 授	博士(工学)	小 田 晃	
		教 授	博士(工学)	佐 藤 克 己	
		教 授	工学博士	澤 野 利 章	
		教 授	博士(工学)	鷺 見 浩 一	
		教 授	博士(工学)	高 橋 岩 仁	
		教 授	博士(学術)	武 村 武	
		教 授	博士(工学)	野 中 崇 志	
		教 授	博士(工学)	保 坂 成 司	
		教 授	博士(工学)	水 口 和 彦	
		教 授	博士(工学)	森 田 弘 昭	
		准教授	博士(工学)	朝 香 智 仁	
		准教授	博士(工学)	加 納 陽 輔	
横断プログラム特別演習 I	1				
横断プログラム特別演習 II	1				
学 位 論 文					

※科目担当者は、令和4年度の担当者です。令和5年度以降は変更になる場合があります。

(5)建築工学専攻(博士前期課程)

授 業 科 目	単位数	科 目 担 当 者			
建 築 史 特 講	2	客員教授	工学博士	布 野 修 司	
建 築 構 造 学 特 講 I	2	教 授	博士(工学)	師 橋 憲 貴	
建 築 構 造 学 特 講 II	2	教 授	博士(工学)	小 松 博	
建 築 構 造 学 特 講 III	2	教 授	博士(工学)	藤 本 利 昭	
建 築 構 造 学 特 講 IV	2	准教授	博士(工学)	下 村 修 一	
建 築 材 料 学 特 講	2	教 授	博士(工学)	湯 浅 昇	
建 築 施 工 特 講	2	教 授	博士(工学)	永 井 香 織	
建 築 デ ザ イン 特 講	2	客員教授	工学博士	布 野 修 司	
建 築 計 画 特 講	2	教 授	博士(工学)	廣 田 直 行	
建 築 マ ネ ジ メ ン ト 特 講	2	教 授	博士(工学)	北 野 幸 樹	
		准教授		篠 崎 健 一	
都 市 地 域 空 間 計 画 特 講	2	教 授	博士(工学)	北 野 幸 樹	
建 築 環 境 工 学 特 講	2	教 授	博士(工学)	塩 川 博 義	
建 築 設 備 特 講	2	准教授	博士(工学)	三 上 功 生	
大 学 院 ス タ ジ オ 演 習 I	2	客員教授	工学博士	布 野 修 司	
大 学 院 ス タ ジ オ 演 習 II	2	教 授		渡 邊 康	
		講 師		橋 本 緑 郎	
大 学 院 ス タ ジ オ 演 習 III	2	教 授	博士(工学)	岩 田 伸 一 郎	
大 学 院 ス タ ジ オ 演 習 IV	2	准教授		篠 崎 健 一	
		客員教授	工学博士	布 野 修 司	
イ ン タ ー ン シ ッ プ I	4	教 授	博士(工学)	岩 田 伸 一 郎	
		准教授	博士(工学)	下 村 修 一	
イ ン タ ー ン シ ッ プ II	4	教 授	博士(工学)	岩 田 伸 一 郎	
		准教授	博士(工学)	下 村 修 一	
建 築 工 学 特 別 研 究 I	3	教 授	博士(工学)	岩 田 伸 一 郎	
建 築 工 学 特 別 研 究 II	3	教 授	博士(工学)	神 田 亮	
		教 授	博士(工学)	北 野 幸 樹	
		教 授	博士(工学)	小 松 博	
		教 授	博士(工学)	塩 川 博 義	
		教 授	博士(工学)	永 井 香 織	
		教 授	博士(工学)	中 澤 公 伯	
		教 授	博士(工学)	廣 田 直 行	
		教 授	博士(工学)	藤 本 利 昭	
		教 授	博士(工学)	師 橋 憲 貴	
		教 授	博士(工学)	湯 浅 昇	
		教 授		渡 邊 康	
		准教授	博士(工学)	下 村 修 一	
		准教授	博士(工学)	三 上 功 生	
横 断 プ ロ グ ラ ム 特 別 演 習 I	1				
横 断 プ ロ グ ラ ム 特 別 演 習 II	1				
学 位 論 文 ・ 制 作					

※科目担当者は、令和4年度の担当者です。令和5年度以降は変更になる場合があります。

(6)応用分子化学専攻(博士前期課程)

授 業 科 目	単位数	科 目 担 当 者			
無 機 材 料 物 性 学	2	准教授	博士(理学)	山 根 庸 平	
高 分 子 工 学 特 講	2	教 授	博士(工学)	山 田 和 典	
機 能 性 無 機 材 料	2	教 授	博士(工学)	田 中 智	
高 分 子 材 料 化 学 特 講	2	講 師	博士(工学)	寺 本 直 純	
化 学 安 全 工 学	2	准教授	博士(工学)	吉 野 悟	
分 析 化 学 特 講	2	教 授	博士(工学)	中 釜 達 朗	
		准教授	博士(理学)	齊 藤 和 憲	
資 源 利 用 化 学	2	教 授	博士(工学)	古 川 茂 樹	
有 機 反 応 論	2	准教授	博士(理学)	市 川 隼 人	
応 用 分 子 化 学 特 講 I	2	准教授	博士(工学)	小 森 谷 友 絵	
応 用 分 子 化 学 特 講 II	2	教 授	博士(工学)	岡 田 昌 樹	
光 機 能 性 物 質 化 学	2	特任教授	博士(工学)	坂 本 恵 一	
流 体 熱 力 学 物 性	2	講 師	工学博士	日 秋 俊 彦	
分 子 生 物 化 学	2	教 授	博士(工学)	柏 田 歩	
遺 伝 子 工 学	2	講 師	理学博士	野 呂 知 加 子	
微 生 物 生 産 工 学	2	教 授	博士(農学)	吉 宗 一 晃	
生 体 機 能 化 学	2	准教授	博士(薬学)	朝 本 紘 充	
高 分 子 物 性 特 講	2	准教授	博士(工学)	木 村 悠 二	
有 機 金 属 化 学	2	教 授	博士(薬学) Dr. rer. nat.	津 野 孝	
有 機 元 素 化 学	2	教 授	博士(理学)	藤 井 孝 宜	
化 学 プ ラ ン ト 工 学	2	講 師	工学博士	大 場 茂 夫	
分 離 シ ス テ ム 工 学	2	准教授	博士(工学)	保 科 貴 亮	
応 用 分 子 化 学 特 別 研 究 I	3	教 授	博士(工学)	柏 田 歩	
応 用 分 子 化 学 特 別 研 究 II	3	教 授	博士(工学)	岡 田 昌 樹	
		教 授	博士(工学)	田 中 智	
		教 授	博士(薬学) Dr. rer. nat.	津 野 孝	
		教 授	博士(工学)	中 釜 達 朗	
		教 授	博士(理学)	藤 井 孝 宜	
		教 授	博士(工学)	古 川 茂 樹	
		教 授	博士(工学)	松 本 真 和	
		教 授	博士(工学)	南 澤 宏 明	
		教 授	博士(工学)	山 田 和 典	
		教 授	博士(農学)	吉 宗 一 晃	
		准教授	博士(薬学)	朝 本 紘 充	
		准教授	博士(理学)	市 川 隼 人	
		准教授	博士(工学)	木 村 悠 二	
		准教授	博士(工学)	小 森 谷 友 絵	
		准教授	博士(理学)	齊 藤 和 憲	
		准教授	博士(工学)	佐 藤 敏 幸	
		准教授	博士(工学)	保 科 貴 亮	
		准教授	博士(理学)	山 根 庸 平	
		准教授	博士(工学)	吉 野 悟	
横 断 プ ロ グ ラ ム 特 別 演 習 I	1				
横 断 プ ロ グ ラ ム 特 別 演 習 II	1				
学 位 論 文					

※科目担当者は、令和4年度の担当者です。令和5年度以降は変更になる場合があります。

(7)マネジメント工学専攻(博士前期課程)

授 業 科 目	単位数	科 目 担 当 者			
販 売 流 通 管 理 特 講	2	教 授	博士(工学)	村 田 康 一	
		講 師	博士(工学)	若 林 敬 造	
情 報 シ ス テ ム 論 特 講	2	教 授	博士(理学)	柴 直 樹	
組 織 行 動 論 特 講	2	講 師	博士(経営学)	平 田 光 子	
情 報 工 学 特 講	2	教 授	博士(工学)	吉 田 典 正	
人 間 工 学 特 講	2	教 授	博士(工学)	鳥 居 塚 崇	
開 発 ・ 生 産 ・ 流 通 シ ス テ ム 特 講	2	教 授	博士(工学)	鈴 木 邦 成	
		講 師	博士(工学)	若 林 敬 造	
生 産 管 理 特 講	2	教 授	博士(工学)	村 田 康 一	
品 質 工 学 特 講	2	教 授	博士(工学)	矢 野 耕 也	
感 性 工 学 特 講	2	特任教授	工学博士	竹 島 正 博	
品 質 管 理 特 講	2	教 授	博士(農学)	五 十 部 誠 一 郎	
		教 授	博士(理学)	小 林 奈 央 樹	
戦略・マーケティング工学特講	2	教 授	博士(経営管理)	水 上 祐 治	
人間・機械システム特講	2	教 授	博士(工学)	石 橋 基 範	
安 全 人 間 工 学 特 講	2	教 授	博士(工学)	三 友 信 夫	
環境マネジメントシステム特講	2	講 師	博士(経営学)	平 田 光 子	
U X 特 講	2	教 授	博士(工学)	鳥 居 塚 崇	
ビジネスシミュレーション特講	2	教 授	博士(工学)	豊 谷 純	
デザインエンジニアリング特講	2	教 授	博士(工学)	酒 井 哲 也	
マネジメント工学特別研究Ⅰ	3	教 授	博士(工学)	石 橋 基 範	
マネジメント工学特別研究Ⅱ	3	教 授	博士(農学)	五 十 部 誠 一 郎	
		教 授	博士(工学)	酒 井 哲 也	
		教 授	博士(理学)	柴 直 樹	
		教 授	博士(工学)	鈴 木 邦 成	
		教 授	博士(工学)	豊 谷 純	
		教 授	博士(工学)	鳥 居 塚 崇	
		教 授	博士(経営管理)	水 上 祐 治	
		教 授	博士(工学)	三 友 信 夫	
		教 授	博士(工学)	村 田 康 一	
		教 授	博士(工学)	矢 野 耕 也	
		教 授	博士(工学)	吉 田 典 正	
横断プログラム特別演習Ⅰ	1				
横断プログラム特別演習Ⅱ	1				
学 位 論 文					

※科目担当者は、令和4年度の担当者です。令和5年度以降は変更になる場合があります。

(8)数理情報工学専攻(博士前期課程)

授 業 科 目	単位数	科 目 担 当 者		
応 用 数 学 特 講	2	教 授	博士(理学)	野々村真規子
メディアデザイン工学特講	2	教 授	博士(工学)	古 市 昌 一
		教 授	博士(工学)	内 田 康 之
数 値 解 析 特 講	2	准教授	博士(工学)	伊 東 拓
数 理 計 画 法 特 講	2	講 師	工学博士	篠 原 正 明
固 体 力 学 特 講	2	教 授	博士(工学)	見 坐 地 一 人
		特任教授	博士(工学)	三 井 和 男
流 体 力 学 特 講	2	講 師	博士(工学)	田 中 伸 厚
計 算 力 学 特 講	2	特任教授	博士(工学)	三 井 和 男
数 値 計 算 法 特 講	2	教 授	工学博士	角 田 和 彦
ダイナミックシステム特講	2	教 授	博士(工学)	見 坐 地 一 人
応 用 代 数 学 特 講	2	教 授	博士(理学)	藤 田 育 嗣
統 計 解 析 特 講	2	講 師	Ph. D.	藤 原 良 叔
振 動 学 特 講	2	専任講師	博士(工学)	高 橋 亜 佑 美
非 線 形 振 動 学 特 講	2	教授(兼担)	工学博士	近 藤 典 夫
情 報 理 論 特 講	2	特任教授	博士(工学)	西 澤 一 友
情 報 数 学 特 講	2	特任教授	博士(工学)	西 澤 一 友
情 報 論 理 特 講	2	教 授	博士(工学)	細 川 利 典
インタラクティブシステム特講	2	教 授	博士(工学)	岡 哲 資
メディアシステム工学特講	2	専任講師	博士(国際情報通信学)	関 亜 紀 子
複 雑 知 能 シ ス テ ム 特 講	2	准教授	博士(理学)	浦 上 大 輔
ア ル ゴ リ ズ ム 特 講	2	教 授	博士(工学)	細 川 利 典
インタラクションデザイン特講	2	教 授	博士(工学)	中 村 喜 宏
セマンティック・ウェブ特講	2	教 授	博士(工学)	中 村 喜 宏
機 械 学 習 特 講	2	准教授	博士(工学)	目 黒 光 彦
画 像 解 析 特 講	2	准教授	博士(工学)	目 黒 光 彦
情 報 ネットワーク特講	2	教 授	博士(工学)	新 井 雅 之
知 能 工 学 特 講	2	専任講師	博士(理学)	山 内 ゆ か り
情 報 セ キ ュ リ テ ィ 特 講	2	教 授	博士(工学)	栃 窪 孝 也
アルゴリズムックデザイン特講	2	特任教授	博士(工学)	三 井 和 男
人間・空間センシング特講	2	准教授	博士(建築学)	遠 田 敦
数理情報工学特別研究Ⅰ	3	教 授	博士(工学)	新 井 雅 之
数理情報工学特別研究Ⅱ	3	教 授	博士(工学)	内 田 康 之
		教 授	博士(工学)	岡 哲 資
		教 授	工学博士	角 田 和 彦
		教 授	博士(工学)	栃 窪 孝 也
		教 授	博士(工学)	中 村 喜 宏
		教 授	博士(理学)	野々村真規子
		教 授	博士(工学)	古 市 昌 一
		教 授	博士(工学)	細 川 利 典
		教 授	博士(工学)	見 坐 地 一 人
		准教授	博士(工学)	伊 東 拓
		准教授	博士(理学)	浦 上 大 輔
		准教授	博士(建築学)	遠 田 敦
		准教授	博士(工学)	目 黒 光 彦
横断プログラム特別演習Ⅰ	1			
横断プログラム特別演習Ⅱ	1			
学 位 論 文				

※科目担当者は、令和4年度の担当者です。令和5年度以降は変更になる場合があります。

○ 研究指導内容・方法，年間スケジュール（博士前期課程）

年次	時期	内 容	研究指導概要
1 年次	4 月～	研究指導教員による研究指導及び論文指導	院生の関心事を聞き，研究する上で，何が課題かを見出し，どのような指導が必要なのかを明確にする。研究テーマにあった資料・情報入手の仕方や研究方法についても共に考える。
2 年次	4 月～	研究指導教員による研究指導及び論文指導	前年度までの研究から，どの程度進展したかを確認する，研究がうまくいかない場合は，困難な点を聞き，相談に応じる。また，修士論文執筆に必要な要件等を確認し，それらの要件を満たすにはどうしたらよいかを考えさせ，質問や相談に応じる。
	1 2 月	修士論文題目の提出	論文題目を研究指導教員及び専攻主任を経て，研究科長に届け出る。
	1 月	修士論文審査委員の内定	大学院分科委員会にて論文審査委員の内定を審議する。
		修士論文概要の作成・提出	論文概要を作成し，研究指導教員へ提出する。
		修士論文審査開始	審査委員による論文審査を行う。
		公開発表会	公開発表会で助言と指導を行う。
	2 月	修士論文の提出	修士論文を指導教員及び専攻主任を経て，研究科長へ提出する。
	3 月	学位の授与について審議（修了判定）	大学院分科委員会にて学位の授与について審議する。
		学位記授与式	

5 博士後期課程

○ 研究指導科目・研究指導者

(1)機械工学専攻(博士後期課程)

授業科目・研究指導科目	必修単位数	科 目 担 当 者
【授業科目】 機 械 工 学 特 別 特 講	2	教 授 博士(工学) 秋 濱 一 弘 講 師 工学博士 景 山 一 郎 教 授 博士(工学) 野 村 浩 司 特任教授 Ph.D. 高 橋 進 夫 教 授 博士(工学) 平 山 紀 夫 教授(研究所) 博士(情報学) 富 井 規 雄 教 授 博士(工学) 前 田 将 克
【研究指導科目】 弾 性 学 特 別 研 究 機 械 力 学 特 別 研 究 熱 ・ 流 体 工 学 特 別 研 究 生 産 加 工 学 特 別 研 究		教 授 博士(工学) 平 山 紀 夫 教 授 博士(工学) 栗 谷 川 幸 代 教 授 博士(工学) 綱 島 均 教 授 博士(工学) 丸 茂 喜 高 教 授 博士(工学) 秋 濱 一 弘 教 授 博士(科学) 今 村 宰 教 授 博士(工学) 沖 田 浩 平 教 授 博士(工学) 野 村 浩 司 教 授 博士(工学) 山 崎 博 司 教 授 博士(工学) 安 藤 努 教 授 Ph.D. 久 保 田 正 広 教 授 博士(工学) 前 田 将 克
学 位 論 文		
必修単位数2単位修得しなければならない。 以上の研究指導科目のうち、いずれかの研究指導を受けなければならない。		

※科目担当者は、令和4年度の担当者です。令和5年度以降は変更になる場合があります。

(2)電気電子工学専攻(博士後期課程)

授業科目・研究指導科目	必修単位数	科 目 担 当 者
【授業科目】 電 気 電 子 工 学 特 別 講 義	2	教 授 博士(工学) 荒 卷 光 利 教 授 博士(情報学) 伊 藤 浩 教 授 博士(工学) 内 田 暁 教 授 博士(工学) 黒 岩 孝 教 授 博士(工学) 小 山 潔 教 授 博士(工学) 清 水 耕 作 教 授 博士(工学) 新 妻 清 純 教 授 博士(工学) 原 一 之
【研究指導科目】 電気エネルギーシステム工学特別研究 電子情報通信システム工学特別研究		教 授 博士(工学) 荒 卷 光 利 教 授 博士(工学) 内 田 暁 教 授 博士(工学) 小 山 潔 教 授 博士(工学) 新 妻 清 純 教 授 博士(情報学) 伊 藤 浩 教 授 博士(工学) 黒 岩 孝 教 授 博士(工学) 清 水 耕 作 教 授 博士(工学) 原 一 之
学 位 論 文		
必修単位数2単位修得しなければならない。 以上の研究指導科目のうち、いずれかの研究指導を受けなければならない。		

※科目担当者は、令和4年度の担当者です。令和5年度以降は変更になる場合があります。

(3) 土木工学専攻(博士後期課程)

授業科目・研究指導科目	必修単位数	科 目 担 当 者
【授業科目】 土木工学特別特講	2	教授 博士(工学) 保 坂 成 司 教授 博士(工学) 青 山 定 敬 教授 博士(工学) 秋 葉 正 一 准教授 博士(工学) 朝 香 智 仁 教授 博士(工学) 小 田 晃 教授 博士(工学) 佐 藤 克 己 教授 工学博士 澤 野 利 章 教授 博士(工学) 高 橋 岩 仁 教授 博士(工学) 水 口 和 彦 教授 博士(工学) 森 田 弘 昭 特任教授 博士(工学) 渡 部 正
【研究指導科目】 構造工学特別研究 水工学特別研究 地盤工学特別研究 建設材料学特別研究 計画・施工特別研究		教授 工学博士 澤 野 利 章 教授 博士(工学) 水 口 和 彦 教授 博士(工学) 小 田 晃 教授 博士(工学) 鷺 見 浩 一 教授 博士(学術) 武 村 武 仁 教授 博士(工学) 高 橋 岩 正 教授 博士(工学) 秋 葉 正 一 教授 博士(工学) 鵜 澤 正 美 教授 博士(工学) 佐 藤 克 己 教授 博士(工学) 野 中 崇 志 教授 博士(工学) 保 坂 成 司 教授 博士(工学) 森 田 弘 昭
学 位 論 文		
必修単位数2単位修得しなければならない。 以上の研究指導科目のうち、いずれかの研究指導を受けなければならない。		

※科目担当者は、令和4年度の担当者です。令和5年度以降は変更になる場合があります。

(4) 建築工学専攻(博士後期課程)

授業科目・研究指導科目	必修単位数	科 目 担 当 者
【授業科目】 建築工学特別特講	2	教授 博士(工学) 藤 本 利 昭 教授 博士(工学) 岩 田 伸 一郎 教授 博士(工学) 神 田 亮 教授 博士(工学) 北 野 幸 樹 教授 博士(工学) 小 松 博 教授 博士(工学) 塩 川 博 義 教授 博士(工学) 廣 田 直 行 教授 博士(工学) 永 井 香 織 教授 博士(工学) 師 橋 貴 教授 博士(工学) 湯 淺 昇
【研究指導科目】 建築構造学特別研究 建築材料学特別研究 建築設計計画特別研究 建築環境工学特別研究		教授 博士(工学) 神 田 亮 教授 博士(工学) 小 松 博 教授 博士(工学) 藤 本 利 昭 教授 博士(工学) 師 橋 貴 教授 博士(工学) 永 井 香 織 教授 博士(工学) 湯 淺 昇 教授 博士(工学) 岩 田 伸 一郎 教授 博士(工学) 北 野 幸 樹 教授 博士(工学) 廣 田 直 行 教授 博士(工学) 塩 川 博 義
学 位 論 文		
必修単位数2単位修得しなければならない。 以上の研究指導科目のうち、いずれかの研究指導を受けなければならない。		

※科目担当者は、令和4年度の担当者です。令和5年度以降は変更になる場合があります。

(5)応用分子化学専攻(博士後期課程)

授業科目・研究指導科目	必修単位数	科 目 担 当 者
【授業科目】 応 用 分 子 化 学 特 別 総 論	2	教 授 博士(理学) 藤 井 孝 宜 教 授 博士(農学) 吉 宗 一 晃 教 授 博士(工学) 中 釜 達 朗 教 授 博士(工学) 山 田 和 典 教 授 博士(工学) 古 川 茂 樹
【研究指導科目】 高 分 子 工 学 特 別 研 究 応 用 生 化 学 特 別 研 究 有 機 応 用 化 学 特 別 研 究 化 学 工 学 特 別 研 究 無 機 応 用 化 学 特 別 研 究		教 授 博士(工学) 山 田 和 典 教 授 博士(工学) 柏 田 一 歩 教 授 博士(農学) 吉 宗 一 晃 教 授 博士(薬学) 津 野 孝 Dr. rer. nat. 教 授 博士(理学) 藤 井 孝 宜 教 授 博士(工学) 岡 田 昌 樹 教 授 博士(工学) 古 川 茂 樹 教 授 博士(工学) 松 本 真 和 教 授 博士(工学) 田 中 智 教 授 博士(工学) 中 釜 達 朗 教 授 博士(工学) 南 澤 宏 明

必修単位数2単位修得しなければならない。

以上の研究指導科目のうち、いずれかの研究指導を受けなければならない。

※科目担当者は、令和4年度の担当者です。令和5年度以降は変更になる場合があります。

(6)マネジメント工学専攻(博士後期課程)

授業科目・研究指導科目	必修単位数	科 目 担 当 者
【授業科目】 マ ネ ジ メ ン ト 工 学 特 別 特 講	2	教 授 博士(工学) 水 上 祐 治 教 授 博士(工学) 石 橋 基 範 教 授 博士(工学) 酒 井 哲 也 教 授 博士(理学) 柴 直 樹 教 授 博士(工学) 豊 谷 純 教 授 博士(工学) 鳥 居 塚 崇 教 授 博士(工学) 三 友 信 夫 教 授 博士(工学) 村 田 康 一 教 授 博士(工学) 矢 野 耕 也 教 授 博士(工学) 吉 田 典 正
【研究指導科目】 生 産 ・ 品 質 工 学 特 別 研 究 流 通 ・ 経 営 戦 略 工 学 特 別 研 究 安 全 ・ 人 間 工 学 特 別 研 究 経 営 ・ 情 報 シ ス テ ム 特 別 研 究 学 位 論 文		教 授 博士(農学) 五 十 部 誠 一 郎 教 授 博士(工学) 酒 井 哲 也 教 授 博士(工学) 村 田 康 一 教 授 博士(工学) 矢 野 耕 也 教 授 博士(工学) 鈴 木 邦 成 教 授 博士(工学) 水 上 祐 治 教 授 博士(工学) 石 橋 基 範 教 授 博士(工学) 鳥 居 塚 崇 教 授 博士(工学) 三 友 信 夫 教 授 博士(理学) 柴 直 樹 教 授 博士(工学) 豊 谷 純 教 授 博士(工学) 吉 田 典 正

必修単位数2単位修得しなければならない。

以上の研究指導科目のうち、いずれかの研究指導を受けなければならない。

※科目担当者は、令和4年度の担当者です。令和5年度以降は変更になる場合があります。

(7) 数理情報工学専攻(博士後期課程)

授業科目・研究指導科目	必修単位数	科 目 担 当 者
【授業科目】 数 理 情 報 工 学 特 別 特 講	2	教 授 博士(工学) 新 井 雅 之 准教授 博士(工学) 伊 東 拓 教 授 博士(工学) 内 田 康 之 准教授 博士(理学) 浦 上 大 輔 准教授 博士(建築学) 遠 田 敦 教 授 博士(工学) 岡 哲 資 教 授 工学博士 角 田 和 彦 教 授 博士(工学) 栃 窪 孝 也 教 授 博士(工学) 中 村 喜 宏 教 授 博士(理学) 野 々 村 真 規 教 授 博士(工学) 古 市 昌 一 教 授 博士(工学) 細 川 利 典 教 授 博士(工学) 見 坐 地 一 准教授 博士(工学) 目 黒 光 彦
【研究指導科目】 数 理 工 学 特 別 研 究 情 報 工 学 特 別 研 究 計 算 工 学 特 別 研 究 メディアデザイン工学特別研究 学 位 論 文		教 授 博士(工学) 内 田 康 之 教 授 博士(工学) 栃 窪 孝 也 教 授 博士(工学) 見 坐 地 一 教 授 博士(工学) 新 井 雅 之 教 授 博士(工学) 新 細 川 利 典 教 授 工学博士 角 田 和 彦 教 授 博士(工学) 岡 哲 資 教 授 博士(工学) 中 村 喜 宏 教 授 博士(工学) 古 市 昌 一
必修単位数2単位修得しなければならない。 以上の研究指導科目のうち、いずれかの研究指導を受けなければならない。 ※科目担当者は、令和4年度の担当者です。令和5年度以降は変更になる場合があります。		

○ 研究指導内容・方法，年間スケジュール（博士後期課程）

年次	時期	内 容	研究指導概要
1 年次	4 月～	研究指導教員による研究指導及び論文指導	院生の関心事を聞き，研究する上で，何が課題かを見出し，どのような指導が必要なのかを明確にする。研究テーマにあった資料・情報入手の仕方や研究方法についても共に考える。
			↓
2 年次	4 月～	研究指導教員による研究指導及び論文指導	これまでの研究を振り返り、当初の計画通りに進んでいるかどうかをチェックし、計画の修正が必要ならば、どのように変更することが望ましいかを共に考える。また，より具体的な研究方法・研究計画のための助言と指導を行う。
			↓
3 年次	4 月～	研究指導教員による研究指導及び論文指導	前年度までの研究から，どの程度進展したかを確認する，研究がうまくいかない場合は，困難な点を聞き，相談に応じる。また，博士論文執筆に必要な要件等を確認し，それらの要件を満たすにはどうしたらよいかを考えさせ，質問や相談に応じる。
	↓		
	9 月	学位論文題目の提出	論文題目を指導教員及び専攻主任を経て，研究科長に届け出る。
	↓		
	1 0 月	学位論文審査委員の内定	大学院分科委員会にて論文審査委員の内定を審議する。
	↓		
	1 1 月	学位論文申請に係る書類の提出	論文，学位授与申請書，論文内容要旨等を専攻主任を経て，研究科長に提出する。
	↓		
	1 2 月	学位論文審査委員の決定	大学院分科委員会にて論文審査委員の決定を審議する。
		学位論文の受理	大学院分科委員会にて論文の受理を審議する。
		学位論文審査開始	審査委員会による論文審査及び最終試験（口頭試問及び筆頭諮問）を行う。
	↓		
	1 月～	公開発表会	公開発表会で助言と指導を行う。
↓			
2 月	学位論文審査に係る書類の提出	論文，論文内容要旨等を指導教員及び専攻主任を経て，研究科長に提出する。	
↓			
3 月	学位の授与について審議（修了判定）	大学院分科委員会にて学位の授与について審議する。	
	学位記授与式		

6 研究指導教員

○指導教員専門分野

専攻	資格	氏名	専門分野
機械工学	教授	秋 濱 一 弘	燃焼工学, 内燃機関, 計測工学
"	"	安 藤 努	電磁流体力学, コロイド物理学, 磁気科学
"	"	今 村 宰	エネルギー工学, 高エンタルピー流体
"	"	沖 田 浩 平	流体力学
"	"	久 保 田 正 広	材料工学, 材料加工学, 材料組織学
"	"	栗 谷 川 幸 代	人間・機械システム
"	"	高 橋 栄 一	燃焼工学, エネルギー工学
"	"	綱 島 均	制御工学, 車両運動制御
"	"	野 村 浩 司	燃焼工学, エネルギー工学
"	"	平 山 紀 夫	軽量構造力学, 複合材料工学, CAE, 計算力学
"	"	前 田 将 克	接合工学, 界面反応制御工学, 格子欠陥制御工学
"	"	丸 茂 喜 高	車両運動制御, 人間・機械システム
"	"	山 崎 博 司	熱流体工学, 伝熱工学
"	准教授	坂 田 憲 泰	軽量構造力学, 複合材料工学
"	"	菅 沼 祐 介	燃焼工学, エネルギー工学
電気電子工学	教授	荒 巻 光 利	プラズマ工学
"	"	飯 田 和 昌	機能性材料薄膜, 応用超電導
"	"	石 澤 淳	光周波数コム, 低ノイズ電磁波発生
"	"	伊 藤 浩 浩	画像情報学
"	"	内 田 暁	照明工学
"	"	黒 岩 孝	情報工学, 制御・システム工学
"	"	小 山 潔	計測システム工学
"	"	清 水 耕 作	半導体工学
"	"	新 妻 清 純	磁性材料工学
"	"	原 一 之	人工知能, 情報統計力学
"	准教授	加 藤 修 平	エネルギーマネジメント, モータドライブ
"	"	工 藤 祐 輔	静電気応用, 燃料電池, 光触媒
土木工学	教授	青 山 定 敬	土木計画学
"	"	秋 葉 正 一	道路工学
"	"	鶴 澤 正 美	土木材料学
"	"	小 田 晃	河川工学
"	"	澤 野 利 章	構造・耐震工学
"	"	佐 藤 克 己	環境工学
"	"	鷺 見 浩 一	海岸工学
"	"	高 橋 岩 仁	環境工学
"	"	武 村 武	環境水工学
"	"	野 中 崇 志	地域環境計画学
"	"	保 坂 成 司	環境衛生工学
"	"	水 口 和 彦	構造工学
"	"	森 田 弘 昭	環境工学
"	准教授	朝 香 智 仁	測量学
"	"	加 納 陽 輔	道路工学
建築工学	教授	岩 田 伸 一 郎	建築計画
"	"	神 田 亮	振動工学, 構造力学
"	"	北 野 幸 樹	都市・地域空間計画
"	"	小 松 博	建築構造学
"	"	塩 川 博 義	建築環境工学
"	"	永 井 香 織	建築材料学
"	"	中 澤 公 伯	地域計画・空間情報システム
"	"	廣 田 直 行	建築計画
"	"	藤 本 利 昭	建築構造学
"	"	湯 橋 憲 貴	建築構造学
"	"	湯 浅 昇	建築材料学, コンクリート工学
"	"	渡 邊 康	建築設計, 住宅・集合住宅・家具・遊具の研究
"	准教授	下 村 修 一	地盤工学
"	"	三 上 功 生	建築設備

※科目担当者は、令和4年度の担当者です。令和5年度以降は変更になる場合があります。

専攻	資格	氏名	専門分野
応用分子化学	教授	岡田昌樹	反応工学
〃	〃	柏田歩	生体機能関連化学, ペプチド工学
〃	〃	田中智	無機材料化学
〃	〃	津野孝	有機金属化学, 有機合成化学
〃	〃	中釜達明	分析化学
〃	〃	藤井孝宜	有機元素化学
〃	〃	古川茂樹	資源化学
〃	〃	松本真和	分離工学, 反応工学
〃	〃	南澤宏明	分析化学, 環境科学
〃	〃	山田和典	高分子物性, 高分子材料
〃	〃	吉宗一晃	生物化学, 微生物工学
〃	准教授	朝本紘充	分析化学, 生体関連化学
〃	〃	市川隼人	有機合成化学, 複素環化学
〃	〃	木村悠二	高分子物性, 高分子複合材料
〃	〃	小森谷友絵	生物化学, 環境保全学
〃	〃	齊藤和憲	分析化学
〃	〃	佐藤敏幸	化学工学, 反応晶析, 相平衡物性
〃	〃	保科貴亮	物理化学, 溶液化学, 化学工学物性
〃	〃	山根庸平	固体物性化学
〃	〃	吉野悟	安全工学
マネジメント工学	教授	石橋基範	人間工学, 人間・機械システム
〃	〃	五十部誠一郎	食品工学, 農産物流通加工学
〃	〃	酒井哲也	エンジニアリングデザイン, 設備管理
〃	〃	柴直樹	経営情報システム
〃	〃	鈴木邦成	ロジスティクスシステム
〃	〃	豊谷純	ビジネスシミュレーション, デジタルマーケティング
〃	〃	鳥居塚崇	ヒューマン・ファクターズ, 人間工学, 感性工学
〃	〃	三友信夫	安全工学, 信頼性工学
〃	〃	水上祐治	経営学, ソフトウェア工学, 計算機統計学
〃	〃	村田康一	生産管理学, リーンマネジメント, 知識科学, 技術経営
〃	〃	矢野耕也	品質工学
〃	〃	吉田典正	ビジュアル情報処理, 情報工学
数理情報工学	教授	新井雅之	ディペンダブルコンピューティング
〃	〃	内田康之	ロボット工学, メディアデザイン工学
〃	〃	岡哲資	インタラクティブシステム, 知能ロボット
〃	〃	角田和彦	シミュレーション工学, 数値流体工学
〃	〃	栃窪孝也	情報理論, 情報セキュリティ
〃	〃	中村喜宏	人間情報科学, インタラクショナルデザイン
〃	〃	野々村真規子	数理生物, ソフトマター物理
〃	〃	古市昌一	情報工学, メディアデザイン工学
〃	〃	細川利典	情報工学, コンピュータ設計工学
〃	〃	見坐地一人	数理工学, 振動・音響シミュレーション
〃	准教授	伊東拓	形状モデリング, 可視化, 高性能計算, 数値線形代数
〃	〃	浦上大輔	複雑知能システム, ソフトコンピューティング, 束論, 内部観測
〃	〃	遠田敦	建築情報システム, 行動モニタリング, 建築計画
〃	〃	目黒光彦	画像処理工学, 視覚情報システム

※科目担当者は、令和4年度の担当者です。令和5年度以降は変更になる場合があります。

7 研究指導アドバイザー、大学院教育研究補助（指導）業務担当助手

○研究指導アドバイザー

所属	資格	氏 名	研 究 分 野	指導等内容	研 究 室
機械工学専攻	教 授	秋 濱 一 弘	燃焼工学	①	40-713
機械工学専攻	教 授	安 藤 努	流体工学, 磁気工学	①	12-406
機械工学専攻	教 授	今 村 幸	燃焼工学	①	40-318
機械工学専攻	教 授	沖 田 浩 平	流体力学	①	12-408
機械工学専攻	教 授	久 保 田 正 広	機械材料学	①	12-307
機械工学専攻	教 授	栗 谷 川 幸 代	機械力学	①	12-505
機械工学専攻	教 授	高 橋 栄 一	燃焼工学	①	40-706
機械工学専攻	教 授	綱 島 均	制御工学	①	12-506
機械工学専攻	教 授	野 村 浩 司	熱 力 学	①	12-502
機械工学専攻	教 授	平 山 紀 夫	弾 性 学	①	12-211
機械工学専攻	教 授	前 田 将 克	機械加工学	①	12-303
機械工学専攻	教 授	丸 茂 喜 高	制御工学	①	12-401
機械工学専攻	教 授	山 崎 博 司	伝熱工学	①	40-712
機械工学専攻	准教授	坂 田 憲 泰	弾 性 学	②	12-210
機械工学専攻	准教授	菅 沼 祐 介	熱 力 学	②	12-501
機械工学科	専任講師	平 林 明 子	弾 性 学	③	12-209
機械工学科	専任講師	柳 澤 一 機	制御工学	③	12-508
機械工学科	助 教	風 間 恵 介	制御工学	④	12-402
機械工学科	助 教	松 本 幸 太 郎	流体力学	④	12-403
電気電子工学専攻	教 授	荒 巻 光 利	電気エネルギーシステム工学	①	31-307
電気電子工学専攻	教 授	飯 田 和 昌	電気エネルギーシステム工学	①	
電気電子工学専攻	教 授	石 澤 淳	電子情報通信システム工学	①	
電気電子工学専攻	教 授	伊 藤 浩	電子情報通信システム工学	①	31-611
電気電子工学専攻	教 授	内 田 暁	電気エネルギーシステム工学	①	31-503
電気電子工学専攻	教 授	黒 岩 孝	電子情報通信システム工学	①	31-407
電気電子工学専攻	教 授	小 山 潔	電気エネルギーシステム工学	①	31-501
電気電子工学専攻	教 授	清 水 耕 作	電子情報通信システム工学	①	31-606
電気電子工学専攻	教 授	新 妻 清 純	電気エネルギーシステム工学	①	31-406
電気電子工学専攻	教 授	原 一 之	電子情報通信システム工学	①	31-311
電気電子工学専攻	准教授	工 藤 祐 輔	電気エネルギーシステム工学	①	31-301
電気電子工学専攻	准教授	加 藤 修 平	電気エネルギーシステム工学	①	31-509
電気電子工学科	専任講師	佐 々 木 真	電子情報通信システム工学	④	31-310
電気電子工学科	助 教	矢 澤 翔 大	電気エネルギーシステム工学	④	31-301
電気電子工学科	助 教	新 井 麻 希	電子情報通信システム工学	④	31-313
土木工学専攻	教 授	秋 葉 正 一	道路工学	①	14-201
土木工学専攻	教 授	青 山 定 敬	土木計画学	①	14-303
土木工学専攻	教 授	鵜 澤 正 美	土木材料学	①	40-704
土木工学専攻	教 授	小 田 晃	河川工学	①	14-311
土木工学専攻	教 授	佐 藤 克 己	環境システム工学	①	14-203
土木工学専攻	教 授	澤 野 利 章	構造・耐震工学	①	14-209
土木工学専攻	教 授	鷺 見 浩 一	海岸工学	①	14-308
土木工学専攻	教 授	高 橋 岩 仁	環境工学	①	14-310
土木工学専攻	教 授	武 村 武	環境水工学	①	40-707
土木工学専攻	教 授	野 中 崇 志	地球環境計画学	①	40-708
土木工学専攻	教 授	保 坂 成 司	環境衛生工学	①	40-703
土木工学専攻	教 授	森 田 弘 昭	プロジェクト管理工学・環境工学	①	14-309
土木工学専攻	教 授	水 口 和 彦	構造工学	①	14-210
土木工学専攻	准教授	朝 香 智 仁	測量学	①	14-305
土木工学専攻	准教授	加 納 陽 輔	道路工学	①	14-202
土木工学専攻	准教授	山 口 晋	建設材料工学	③	14-302
土木工学科	専任講師	中 村 倫 明	水工学	④	14-307

所属	資格	氏 名	研 究 分 野	指導等内容	研 究 室
建築工学専攻	教授	岩 田 伸 一 郎	建築・都市計画、建築設計	①	4-306
建築工学専攻	教授	神 田 亮	防災工学	①	5-302
建築工学専攻	教授	北 野 幸 樹	都市・地域空間計画	①	4-402
建築工学専攻	教授	小 松 博	建築構造学	①	6-102
建築工学専攻	教授	塩 川 博 義	建築環境工学	①	5-210
建築工学専攻	教授	永 井 香 織	材料工学・施工・レーザー応用	①	5-205
建築工学専攻	教授	中 澤 公 伯	地域計画・建築情報システム	①	40-506
建築工学専攻	教授	廣 田 直 行	建築計画	①	5-313
建築工学専攻	教授	藤 本 利 昭	建築構造・耐震工学	①	11-108
建築工学専攻	教授	師 橋 憲 貴	建築構造学	①	11-104
建築工学専攻	教授	湯 浅 昇	コンクリート工学、建築材料学	①	5-204
建築工学専攻	教授	渡 邊 康	建築計画・設計	①	4-302
建築工学専攻	准教授	下 村 修 一	地盤工学	①	5-303
建築工学専攻	准教授	三 上 功 生	温熱環境	①	5-209
建築工学科	准教授	亀 井 靖 子	建築計画	②	4-404
建築工学科	准教授	篠 崎 健 一	建築計画・設計	②	4-206
建築工学科	准教授	山 岸 輝 樹	建築計画	②	5-312
建築工学科	専任講師	鎌 田 貴 久	木質構造	②	4-307
応用分子化学専攻	教 授	岡 田 昌 樹	反応工学	①	29-608
応用分子化学専攻	教 授	柏 田 歩	生体機能関連化学	①	29-607
応用分子化学専攻	教 授	田 中 智	無機材料化学	①	29-606
応用分子化学専攻	教 授	津 野 孝	有機化学	①	29-352
応用分子化学専攻	教 授	中 釜 達 朗	分析化学	①	29-612
応用分子化学専攻	教 授	藤 井 孝 宜	有機化学	①	29-615
応用分子化学専攻	教 授	古 川 茂 樹	有機化学	①	40-711
応用分子化学専攻	教 授	松 本 真 和	移動操作・単位操作, 反応工学	①	54-302
応用分子化学専攻	教 授	南 澤 宏 明	分析化学	①	54-301
応用分子化学専攻	教 授	山 田 和 典	高分子化学	①	29-618
応用分子化学専攻	教 授	吉 宗 一 晃	生物工学	①	29-613
応用分子化学専攻	准教授	朝 本 紘 充	分析化学, 生体関連化学	①	54-301
応用分子化学専攻	准教授	市 川 隼 人	有機化学	①	29-617
応用分子化学専攻	准教授	木 村 悠 二	高分子化学	①	29-609
応用分子化学専攻	准教授	小 森 谷 友 絵	生物機能・バイオプロセス	①	40-710
応用分子化学専攻	准教授	齊 藤 和 憲	分析化学	①	29-614
応用分子化学専攻	准教授	佐 藤 敏 幸	化学工学	①	29-611
応用分子化学専攻	准教授	保 科 貴 亮	物理化学	①	29-353
応用分子化学専攻	准教授	山 根 庸 平	固体物性化学	①	29-616
応用分子化学専攻	准教授	吉 野 悟	安全工学	①	40-314
応用分子化学科	専任講師	高 橋 大 輔	高分子物理化学	②	29-403
応用分子化学科	助教	伊 東 良 晴	化学工学	②	29-501
マネジメント工学専攻	教 授	石 橋 基 範	人間工学	①	30-107
マネジメント工学専攻	教 授	五 十 部 誠 一 郎	食品工学	①	30-408
マネジメント工学専攻	教 授	小 林 奈 央 樹	食品物性学	①	53-403
マネジメント工学専攻	教 授	酒 井 哲 也	技術マネジメント	①	30-108
マネジメント工学専攻	教 授	柴 直 樹	経営情報システム	①	30-605
マネジメント工学専攻	教 授	鈴 木 邦 成	ロジスティクスシステム	①	30-507
マネジメント工学専攻	教 授	鳥 居 塚 崇	ヒューマンファクターズ	①	40-609
マネジメント工学専攻	教 授	豊 谷 純	ビジネスシミュレーション	①	30-508
マネジメント工学専攻	教 授	水 上 祐 治	イノベーションマネジメント	①	30-511
マネジメント工学専攻	教 授	三 友 信 夫	安全工学	①	30-109
マネジメント工学専攻	教 授	村 田 康 一	生産管理学	①	30-110
マネジメント工学専攻	教 授	矢 野 耕 也	品質工学	①	30-604
マネジメント工学専攻	教 授	吉 田 典 正	ビジュアル情報処理	①	30-609

所属	資格	氏 名	研 究 分 野	指導等内容	研 究 室
マネジメント工学科	准教授	飯 沼 守 彦	組織論	②	30-607
マネジメント工学科	専任講師	大 前 佑 斗	AIによるデータ分析	②	30-509
マネジメント工学科	助教	植 村 あ い 子	音楽情報処理	②	30-409
数理工情報工学専攻	教 授	岡 哲 資	マルチモーダル対話システム	①	23-403
数理工情報工学専攻	教 授	角 田 和 彦	数値シミュレーション	①	23-408
数理工情報工学専攻	教 授	中 村 喜 宏	ヒューマンコンピュータインタラクション	①	23-504
数理工情報工学専攻	教 授	古 市 昌 一	モデリング&シミュレーション	①	23-509
数理工情報工学専攻	教 授	細 川 利 典	システムLSIのテストCAD	①	23-503
数理工情報工学専攻	教 授	見 坐 地 一 人	車音響及び人体のモデリング&シミュレーション	①	23-508
数理工情報工学専攻	教 授	内 田 康 之	知能機械	①	40-610
数理工情報工学専攻	教 授	栃 窪 孝 也	暗号・情報セキュリティ	①	23-407
数理工情報工学専攻	教 授	新 井 雅 之	コンピュータシステムの高信頼設計	①	23-406
数理工情報工学専攻	教 授	野々村真規子	非線形物理	①	23-402
数理工情報工学専攻	准教授	伊 東 拓	数値解析	①	23-506
数理工情報工学専攻	准教授	遠 田 敦	建築情報システム	①	40-627
数理工情報工学専攻	准教授	目 黒 光 彦	画像処理・データサイエンス	①	23-409
数理工情報工学科	准教授	浦 上 大 輔	複雑知能システム	①	23-404
数理工情報工学科	専任講師	関 亜 紀 子	コンテンツ流通支援	②	23-501
数理工情報工学科	専任講師	山 内 ゆ か り	人工知能	②	23-502
数理工情報工学科	専任講師	高 橋 亜 佑 美	振動・音響解析	②	23-505
環境安全工学科	専任講師	亀 井 真 之 介	材料化学	④	40-312
環境安全工学科	専任講師	永 村 景 子	土木計画	④	40-706
環境安全工学科	助教	外 山 直 樹	無機固体材料	④	40-316
創生デザイン学科	教 授	岩 崎 昭 浩	ユニバーサルデザイン	②	40-613
創生デザイン学科	准教授	加 藤 未 佳	建築環境工学	②	40-611
創生デザイン学科	准教授	田 中 遵	インテリアデザイン	②	40-606
創生デザイン学科	准教授	西 恭 一	計算工学	②	40-614
創生デザイン学科	専任講師	木 下 哲 人	モニュメントデザイン	②	40-505
創生デザイン学科	専任講師	中 川 一 人	鑄造工学	②	40-608
創生デザイン学科	助 教	吉 田 悠	UXデザイン	②	40-607
教養・基礎科学系	教 授	大 熊 康 典	電力工学, プラズマ科学	④	53-401
教養・基礎科学系	教 授	大 坂 直 樹	物理化学	④	54-309
教養・基礎科学系	教 授	菊 地 俊 紀	応用健康科学	④	51-306
教養・基礎科学系	教 授	小 谷 幸	社会学	③	51-305
教養・基礎科学系	教 授	清 水 明 美	上代文学, 日本文学	③	51-307
教養・基礎科学系	教 授	藤 田 育 嗣	代数学	④	51-405
教養・基礎科学系	教 授	姫 本 宣 朗	宇宙物理	④	53-309
教養・基礎科学系	教 授	間 田 潤	大域解析学, 応用数学	④	51-414
教養・基礎科学系	教 授	山 形 治 江	ヨーロッパ語系文学	③	51-302
教養・基礎科学系	教 授	山 城 昌 志	超伝導理論, 数値シミュレーション	④	53-308
教養・基礎科学系	教 授	北 島 雄 一 郎	科学哲学	④	51-315
教養・基礎科学系	教 授	吉 田 亘 克	物性 I	④	53-409
教養・基礎科学系	准教授	岩 館 雅 子	生理心理学, 脳高次機能学	④	51-304
教養・基礎科学系	准教授	片 山 光 徳	植物生理・分子, 藻類	⑤	54-310
教養・基礎科学系	准教授	佐 藤 友 彦	基礎解析学	④	51-407
教養・基礎科学系	准教授	塩 見 昌 司	素粒子・原子核・宇宙線・宇宙物理	⑤	53-301
教養・基礎科学系	准教授	高 寄 正 樹	応用健康科学, 身体教育学	③	51-313
教養・基礎科学系	准教授	平 塚 博 子	米文学	③	51-413
教養・基礎科学系	准教授	三 浦 慎 一 郎	流体工学, 高性能計算	③	51-417
教養・基礎科学系	准教授	三 角 尚 治	素粒子実験(計測・制御を含む)	⑤	53-303
教養・基礎科学系	准教授	三 木 久 美 子	構造生物化学, 水溶液	⑤	54-306
教養・基礎科学系	准教授	山 岸 竜 治	教育学	⑤	51-312
教養・基礎科学系	准教授	新 井 健 一	スポーツ科学	⑤	51-311

所属	資格	氏 名	研 究 分 野	指導等内容	研 究 室
教養・基礎科学系	准教授	小 林 雄 一 郎	コーパス言語学, 外国語教育	⑤	51-401
教養・基礎科学系	准教授	高 澤 弘 明	公法学	③	51-308
教養・基礎科学系	准教授	町 田 拓 也	量子ウオーク	④	51-416
教養・基礎科学系	専任講師	Michelle Johnson	英語学	④	51-404
教養・基礎科学系	専任講師	町 田 祐 一	日本近代史, 都市史	③	51-314
教養・基礎科学系	専任講師	安 田 知 絵	経済学・経営学・企業調査	④	51-310
教養・基礎科学系	助 教	今 滝 暢 子	英語学	④	51-415
教養・基礎科学系	助 教	岡 野 諭	素粒子論	④	53-310
教養・基礎科学系	助 教	川 島 誠	代数学	④	51-408
教養・基礎科学系	助 教	柴 山 均	量子エレクトロニクス, 量子光学	③	53-404
教養・基礎科学系	助 教	高 橋 智 輝	化工物性・移動操作・単位操作	③	54-307
教養・基礎科学系	助 教	中 村 周 平	代数学, 暗号学	④	51-409
教養・基礎科学系	助 教	森 健 太 郎	無機化学	③	54-306

- ① 自らの専門分野の知識・実績により当該大学院生の実施する研究についての指導を行う。
- ② 自らの専門分野の知識・実績により当該大学院生の実施する研究についての副次的な指導を行う。
- ③ 自らの専門分野の知識・実績により, 当該大学院生の実施する研究に関連する法律や規則, さらに文化など社会科学的な観点からの副次的な指導を行う。
- ④ 自らの研究者としての知識・実績により, 当該大学院生が成果を論文や学会発表として公表する際に, データの収集方法, さらに統計的解析, 論文の作成方法やプレゼンテーション(日本語以外での発表なども含む) などについての副次的な指導を行う。
- ⑤ 自らの研究者としての知識・実績により, 当該大学院生が研究を実施する際に, 研究者としての心構えや倫理などから, 基本的な実験の実施方法などについての副次的な指導を行う。

○大学院教育研究補助(指導)業務担当助手

所属	資格	氏 名	教育研究補助(指導)業務内容
電気電子工学科	助 手	波 場 泰 昭	32号館リサーチセンターにおいて,装置(負イオン源)の開発を行っている。 その作業を大学院生と共に,装置開発に関わる指導を行う。研究室内では,定期的に輪講を実施して,プラズマ物理に関する知識を紹介する。また,核融合科学研究所との共同研究(負イオンビームの計測実験)において大学院生を同行し,そこで取得したデータを用いて修士論文の一つの章を構成する。データ解析に必要なソフトウェア開発の指導を行う。 大学院生は負イオンビームに関する研究を行っており,その研究成果を半年ごとに学会や講演会等で発表する。学会発表の準備に必要な指導を行う。 また,修士論文執筆および修士論文発表会の準備に必要な指導を行う。
土木工学科	助 手	赤 津 憲 吾	アスファルト混合物の配合試験方法,および用いる試験機の使用方法的指導 アスファルト混合物を用いた強度試験の方法,および用いる試験機の使用方法的指導 アスファルト混合物からアスファルトを抽出する試験方法,および用いる試験機の使用方法的指導 アスファルトに関する物理的性状と化学的性状の試験方法,および用いる試験機の使用方法的指導 学会発表用の概要の作成指導および添削 学会発表資料の作成指導および添削 修士論文の作成指導および添削 修士論文発表資料の作成指導および添削
建築工学科	助手	古 田 莉 香 子	大学院学生の設計演習および講義に関する補助業務 大学院学生のフィールドワークに関する作業補助 大学院学生の学会発表時の資料作成の補助および口頭発表の指導 大学院学生の研究論文の作成に関する補助業務
応用分子化学科	助 手	池 下 雅 広	大学院学生への実験操作および装置の操作指導に対する教育補助 大学院の修士論文・学会発表に関する指導に対する研究補助
マネジメント工学科	助 手	柿 本 陽 平	大学院における講義, 実験, 実習演習の教育指導補助 大学院の研究や研究発表に関する指導補助

※担当者は, 令和4年度の担当者です。令和5年度以降は変更になる場合があります。

日 本 大 学 学 則（抜粋）

第1章 総 則

第1節 目的及び使命

第1条 本大学は、日本精神にもとづき、道統をたつとび、憲章にしたがい、自主創造の気風をやしない、文化の進展をはかり、世界の平和と人類の福祉とに寄与することを目的とする。

第2条 本大学は、広く知識を世界にもとめて、深遠な学術を研究し、心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする。

第2節 大 学 組 織

第3条 本大学は、学部及び大学院をもって、これを組織する。

第3節 教職員及び教授会

第4条 本大学の教員を分けて教授・准教授・講師・助教及び助手とする。

2 教職員に関する規定は、別に定める。

第5条 本大学各学部に教授会を置き、専任教授全員、3名以内の専任准教授代表及び事務局長をもって、これを組織する。

第6条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。

第7条 教授会は、総会員の半数以上の出席によって成立する。

第8条 議長は、議事録を作成し、出席者中2名の署名押印を得るものとする。

第9条 教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- ① 学生の入学及び卒業に関すること。
- ② 学位の授与に関すること。
- ③ 前2号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項。

2 前項第3号の事項については、別に定める「学長裁定」による。

3 教授会は、第1項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について教育研究上の専門的な観点から審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。なお、本大学の諸規程において教授会が審議することと定められている事項については、教授会はこれを審議し、意見を述べなければならない。

4 教授会の意見を集約する必要がある場合は、出席者の過半数によるものとする。

第10条 前条の教授会における審議とは、論議・検討することを意味し、決定権を含意するものではない。

第11条 教授会は、次の事項について報告を受けるものとする。

- ① 大学院に関すること。
- ② 学位論文の審査に関すること。
- ③ 当該学部の予算及び決算に関すること。
- ④ その他学長及び学部長が必要と認めたこと。

第5節 学年・学期及び休業日

第13条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 学期は、次のとおりとする。ただし、事情によって異なる場合がある。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

第15条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日でも特に授業又は試験を行うことがある。

- ① 日曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ③ 本学創立記念日（10月4日）
 - ④ 春季休業 3月11日から3月31日まで
 - ⑤ 夏季休業 7月11日から9月10日まで
 - ⑥ 冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで
- 2 休業日の変更及び臨時の休業日については、そのつどこれを定める。

第6節 入学・在学・転学・転籍・休学・留学・退学及び除籍

第16条 入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

第17条 学部編入できる者は、次の各号の一に該当する資格を持ち、本大学の編入学試験に合格した者とする。
ただし、編入学定員を設定していない学部学科については、定員に余裕のある場合に限り、選考の上編入学を許可することができる。

- ① 大学を卒業又は1年以上在学した者
- ② 短期大学を卒業した者
- ③ 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る）
- ④ 高等専門学校を卒業した者
- ⑤ 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程で文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
- ⑥ 専修学校の専門課程で文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
- ⑦ その他前各号と同等以上の学力があると認められた者

第18条 学部に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を持ち、本大学の選抜試験に合格した者とする。

- ① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
 - ③ 外国において学校教育による12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - ④ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ⑤ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
 - ⑥ 文部科学大臣の指定した者
 - ⑦ 高等学校卒業程度認定試験規程（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規程による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）
 - ⑧ 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - ⑨ 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）であって、本大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものであり、かつ、本大学の選抜試験に合格した者を入学させることができる。

第19条 入学を志願する者は、各学部所定の手続によって願出するものとする。

第20条 入学の選抜試験に合格した者は、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

第21条 修業年限は、最低4年とし、在学年数は、8年を超えることができない。

- 2 医学部・歯学部・松戸歯学部・生物資源科学部獣医学科及び薬学部薬学科の修業年限は、最低6年とし、在学年数は、12年を超えることができない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて在学年数の期限内の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、本大学に3年以上在学した者（これに準ずる文部科学大臣の定める者を含む）が、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることができる。
- 5 本大学に編入学・再入学した者については、別に定める規定による。

第22条 転部とは、所属する学部とは異なる学部（通信教育部内を含む）へ異動することをいう。なお、法学部における第一部及び第二部間の異動についても転部とする。

- 2 転科とは、所属する学部の異なる学科へ異動することをいう。
- 3 転籍とは、通信教育課程を有する学部において、同一学部の通学課程と通信教育課程の間を異動することをいう。なお、通学課程と通信教育課程の間で異なる学部への異動については、転部とする。
- 4 転部・転科及び転籍を願出た者については、選考の上許可することができる。この場合、既に修得した授業科目は、異動した課程の定める基準の範囲内において認定することができる。

第23条 本大学に編入学、転学又は本大学内において転部、転科、若しくは転籍（同一学科間は除く）した者は、その学部に2年以上在学しなければ卒業することができない。ただし、第21条第4項の規定に該当する場合はこの限りではない。

第24条 （削除）

第25条 休学とは、病気その他やむを得ない事由により、3か月以上修学できない状態のことをいう。

- 2 復学とは、休学期間満了によって、再び修学することをいう。
- 3 休学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で願出で、その許可を得て原則として入学年度を除き、休学することができる。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は認めるこ

とがある。

4 休学期間は、1 学期又は 1 年とし、通算して在学年数の半数を超えることができない。

5 休学者は、その事由が解消された場合、保証人連署で願い出て、許可を得て復学することができる。

第26条 休学者は、学期の始めでなければ復学することができない。

第27条 休学期間は、修業年数に算入しない。

第27条の2 留学とは、本大学が教育上有益と認めたとき、休学することなく、外国の大学において、許可を得て一定期間修学することをいう。

2 留学の期間は、修業年数に算入する。

第28条 病気その他やむをえない事由のため、退学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で退学願を提出して、許可を受けなければならない。

第29条 正当な理由で退学した者が、当該学部にも再入学を志望したときは、選考の上許可することがある。この場合には、既修授業科目の全部又は一部の再履修を命ずることがある。

第30条 故なくして 3 か月以上学費の納付を怠った者は、これを除籍することができる。

第31条 故なくして欠席が長期にわたる者は、これを除籍することができる。

第7節 履 修 規 定

第32条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。また、教育上必要と認められる場合には、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもって代えることができる。

① 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

② 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術学部における個人指導による実技の授業について 15 時間の授業をもって 1 単位とする。

③ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第32条の2 前条に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業は、文部科学大臣が別に定めるところによって、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第33条 教育職員の免許状を得ようとする者は、別に定める規定によって教職課程を履修しなければならない。

第34条 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。

2 試験には平常試験・定期試験・追試験・再試験及び卒業試験等がある。定期試験は学期末又は学年末に行い、追試験は、やむをえない事故のため定期試験を受けることのできなかつた者のために行い、再試験は受験の結果不合格となった者のためにこれを行う。

3 追試験及び再試験は当該学部において必要と認めたときに限り、これを行う。

第35条 修学についての所定の条件を備えていない者は、受験資格を失うことがある。

第36条 学業成績の判定は、S、A、B、C 及び D の 5 種をもってこれを表し、S は 90 点以上、A は 80 点以上、B は 70 点以上、C は 60 点以上、D は 59 点以下とし、S、A、B、C を合格、D を不合格とする。合格した授業科目については、所定の単位数が与えられる。

2 成績評価を係数化する必要がある場合は、S、A、B、C 及び D をそれぞれ 4、3、2、1 及び 0 に換算する。なお、係数化についての事項は別に定める。

第37条 各学部を卒業するために必要な最低単位数は、第 2 章教育課程及び履修方法に定めるところによる。

2 学生が許可を受けて在籍する学部以外の学部で履修した授業科目の単位については、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項に定める授業科目の履修については、別に定める。

4 学生が許可を受けて他の大学又は短期大学で履修した授業科目の単位については、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

5 前項の規定は、学生が許可を受けて外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

6 学生が許可を受けて行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修は、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

7 学生が本大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位については、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

8 学生が本大学に入学する前に行った第 6 項に規定する学修は、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

9 第2項、第4項、第5項及び第7項により修得したものとみなす単位並びに第6項及び第8項により与えることのできる単位は、合わせて60単位を超えない範囲で、卒業するために必要な単位数に算入することができる。

第37条の2 第32条の2に規定する授業によって修得した単位は、60単位を超えない範囲で、卒業するために必要な単位数に算入することができる。

第9節 学費及び貸給費

第40条 授業料その他所定の学費は、別表2の定めるところにより納付するものとする。
(入学試験要項参照)

第41条 授業料を分納しようとする者は、事由を述べた書面により、保証人連署で願い出るものとする。

第42条 証明手数料等については別表3の定めるところにより納付するものとする。

第43条 既納の学費は、いかなる理由があっても返還しない。

第44条 停学を命ぜられた学生は、停学期間中も授業料を納付しなければならない。

2 休学及び留学を許可された学生の休学及び留学期間中の学費の取扱いについては、別に定める。

第45条 学業人物ともに優秀な学生であって、学費支弁の方法のない者には、学費を減免し、又は貸与・給付することがある。

2 減免・貸給費については、別に定める。

第14節 賞 罰

第75条 人物及び学業成績が優秀な者には、授賞することがある。

2 授賞に関する規定は、別に定める。

第76条 学生が本大学の規則・命令に背き若しくは大学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合にはその情状によって懲戒を行うことがある。

第77条 懲戒は、退学・停学及び訓告の3種とする。

2 前項の退学は次の各号の一に該当する者について行う。

- ① 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- ② 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- ③ 正当の理由がなくて出席常でない者
- ④ 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 懲戒の手続に関する規定は、別に定める。

第15節 寄 宿 舎

第78条 寄宿舎に関する規定は、別に定める。

第3章 大 学 院

第1節 総 則

第104条 本大学に、大学院を置く。

2 大学院は、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第105条 本大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

5 本大学院の専門職学位課程に、法科大学院を置き、その目的は、専ら法曹養成のための教育を行うこととする。さらに、知的財産専門職大学院を置き、その目的は、知的人材を養成し、社会の要請に応えるものとする。

6 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

7 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年とする。

8 前項に該当する研究科、専攻又は学生の履修上の区分は次のとおりとする。

法学研究科政治学専攻1年コース
国際関係研究科国際関係研究専攻1年コース

9 博士課程の標準修業年限は、5年(医学研究科・歯学研究科・松戸歯学研究科・獣医学研究科及び薬学研究科は4年)とする。

- 10 博士課程は、前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程はこれを修士課程として取り扱う。医学研究科・歯学研究科・松戸歯学研究科・獣医学研究科及び薬学研究科の博士課程については前期及び後期の区分をしない。
- 11 法務研究科専門職学位課程(法科大学院)の標準修業年限は、3年とする。また、知的財産研究科専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。
- 12 第6項、第7項、第9項及び第11項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて第106条第14項に規定する在学年数の期限内の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

第106条 修士課程は、所定の年限在学し、専攻科目について30単位以上を修得、必要な研究指導を受け、更に修士論文の審査(芸術学研究科、理工学研究科建築学専攻及び生産工学研究科建築工学専攻に限り、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる)及び最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。ただし、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりである。ただし、学術の専攻分野の名称は、学際領域等専門別に区分しがたい分野を専攻した者について授与する。

研究科名	専攻名	専攻分野の名称
生産工学研究科	機械工学専攻・電気電子工学専攻・土木工学専攻・建築工学専攻・応用分子化学専攻・マテリアル工学専攻・数値情報工学専攻	工 学

- 3 博士課程は、所定の年限在学し、専攻科目について30単位以上(修士課程を修了した者については、その修得単位を含む)を修得、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし、優れた業績を上げた者については、大学院に3年(修士課程に2年以上在学し当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。また、第1項ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者及び第105条第7項及び第8項の規定による標準修業年限を1年とした修士課程を修了した者にあつては、修士課程における1年の在学期間を含む)以上在学すれば足りるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、芸術学研究科における修得すべき単位数は40単位以上(修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む)、新聞学研究科、国際関係研究科及び総合社会情報研究科における修得すべき単位数は42単位以上(修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む)、生物資源科学研究科における修得すべき単位数は47単位以上(修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む)とする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、第116条第3項第2号から第8号までの規定により、博士課程の後期3年の課程に入学した者又は専門職学位課程を修了し、博士課程の後期3年の課程に入学した者については、大学院(専門職大学院を除く)に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し(芸術学研究科においては10単位以上、新聞学研究科、国際関係研究科及び総合社会情報研究科においては12単位以上、生物資源科学研究科においては17単位以上を当該課程で専攻科目について修得し)、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし、優れた業績を上げた者については、大学院に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。
- 6 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりである。ただし、学術の専攻分野の名称は、学際領域等専門別に区分しがたい分野を専攻した者について授与する。

研究科名	専攻名	専攻分野の名称
生産工学研究科	機械工学専攻・電気電子工学専攻・土木工学専攻・建築工学専攻・応用分子化学専攻・マテリアル工学専攻・数値情報工学専攻	工 学

- 7 博士課程に標準修業年限在学し、所定の単位だけを修得して、課程を修了しない者が、引き続き学生として在学する場合は、本条第14項に定める在学年数の範囲内において、当該大学院分科委員会の許可を受けなければならない。
- 8 法務研究科専門職学位課程(法科大学院)及び知的財産研究科専門職学位課程は、所定の年限在学し、専攻科目について所定の単位を修得し、研究科が別に定める要件を満たした者に専門職学位の学位を授与する。また、知的財産研究科専門職学位課程は、所定の単位を修得するとともに、論文の審査に合格することを修了要件とする。
- 9 前項の規定にかかわらず、第117条第5項の規定により法務研究科専門職学位課程(法科大学院)に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り)を法務研究科専門職学位課程(法科大学院)において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により法務研究科専門職学位課程(法科大学院)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その履修に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で法務研究科専門職学位課程(法科大学院)に在学したものとみなすことができる。
- 10 第8項の規定にかかわらず、法務研究科専門職学位課程(法科大学院)において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認めるもの(以下「法学既修者」という)に関しては、在学期間については1年を超えない範囲で在学し、単位については専門職大学院設置基準第25条第1項に規定された範囲で修得したとみなすことができる。なお、単位の取扱いについては別に定める。
- 11 前項の規定により、法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、第9項の規定により在学したとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。
- 12 第10項の規定により、法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数(専門職大学院設置基準第25条第1項ただし書きの規定により30単位を超えて算入できる単位を除く)は、第117条第6項の規定により修了するために必要な単位数に算入することのできる単位数と合わせて30単位(専門職大学院設置基準第21条第1項ただし書きの規定により30単位を超えて算入できる単位を除く)を超えないものとする。

13 専門職学位課程の授与する専門職学位は、次のとおりである。

(表省略)

14 大学院における在学年数は、修士課程4年(第105条第7項及び第8項の規定による標準修業年限を1年とした修士課程にあっては2年)、博士後期課程6年をそれぞれ超えることができない。ただし、医学研究科・歯学研究科・松戸歯学研究科・獣医学研究科及び薬学研究科の在学年数は8年を超えることができない。また、法務研究科専門職学位課程(法科大学院)は6年を、知的財産研究科専門職学位課程は4年を超えることができない。

第107条 本章に規定しない事項については、第1章総則による。

第2節 教員及び運営機構

第108条 本大学院の授業及び指導は、大学院教員資格に該当する本大学の教授がこれを行う。ただし、このうち特別の事情がある場合には、准教授、講師又は助教がこれを担当することができる。

第109条 本大学院の学事管理のため、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、研究科長をもって組織し、各研究科に共通の重要事項の審議に当たる。

3 大学院委員会は、学長が招集し、その議長となる。

第110条 各研究科に分科委員会を置く。

2 分科委員会は、その科の授業科目を担当する専任教員をもって組織する。

第111条 分科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

第112条 分科委員会は、総会員の半数以上の出席によって成立する。

第113条 分科委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

① 学生の入学及び課程の修了に関すること。

② 学位論文の審査及び学位の授与に関すること。

③ 前2号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、分科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 前項第3号の事項については、別に定める「学長裁定」による。

3 分科委員会は、第1項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について教育研究上の専門的な観点から審議し、並びに学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べるができる。なお、本大学の諸規程において分科委員会が審議することと定められている事項については、分科委員会はこれを審議し、意見を述べなければならない。

4 分科委員会の意見を集約する必要がある場合は、出席者の過半数によるものとする。

第114条 分科委員会における審議とは、論議・検討することを意味し、決定権を含意するものではない。

第115条 大学院の学務は、学長が総轄し、各研究科の学務は、各研究科長がこれを管掌する。

2 研究科長は、当該学部長がこれに当たる。

3 前項の規定にかかわらず、総合社会情報研究科、法務研究科専門職学位課程(法科大学院)及び知的財産研究科専門職学位課程の研究科長については、次の各号のとおりとする。

① 総合社会情報研究科については、学長又は当該研究科の教授のうちから学長が任命する者がこれに当たる。

② 法務研究科専門職学位課程(法科大学院)については、当該研究科の教授のうちから学長が任命する者がこれに当たる。ただし、当該研究科の運営上特に必要と大学が認めた場合には、学長又は当該関連学部の学部長がこれに当たることができる。

第3節 入学及び入学資格

第116条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、本大学院の選抜試験に合格した者とする。

① 大学を卒業した者

② 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

③ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

⑤ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限り)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

⑥ 外国の大学等において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者

⑦ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

⑧ 文部科学大臣の指定した者

⑨ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

⑩ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したものの

- 2 前項の規定にかかわらず、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む)であって、本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものであり、かつ、本大学院の選抜試験に合格した者を入学させることができる。
- 3 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、本大学院の選抜試験に合格した者とする。
- ① 修士の学位若しくは専門職学位を有する者
 - ② 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - ④ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - ⑤ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - ⑥ 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、修士論文又は特定課題の研究成果の審査と試験の合格に代える審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - ⑦ 文部科学大臣の指定した者
 - ⑧ 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 4 医学研究科・歯学研究科及び松戸歯学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、本大学院の選抜試験に合格した者とする。
- ① 大学医学部又は医科大学を卒業した者
 - ② 大学歯学部又は歯科大学を卒業した者
 - ③ 大学における修業年限6年の獣医学又は薬学を履修する課程を卒業した者
 - ④ 外国において学校教育における18年の課程を修了した者
 - ⑤ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
 - ⑥ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限り)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - ⑦ 外国の大学等において、修業年限が5年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - ⑧ 文部科学大臣の指定した者
 - ⑨ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - ⑩ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 5 前項の規定にかかわらず、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む)であって、本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものであり、かつ、本大学院の選抜試験に合格した者を入学させることができる。
- 6 獣医学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、本大学院の選抜試験に合格した者とする。
- ① 大学における修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業した者
 - ② 大学における医学又は歯学を履修する課程を卒業した者
 - ③ 外国において学校教育における18年の課程を修了した者
 - ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
 - ⑤ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限り)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - ⑥ 外国の大学等において、修業年限が5年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - ⑦ 文部科学大臣の指定した者
 - ⑧ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - ⑨ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 7 前項の規定にかかわらず、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む)であって、本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものであり、かつ、本大学院の選抜試験に合格した者を入学させることができる。
- 8 薬学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、本大学院の選抜試験に

合格した者とする。

- ① 大学における修業年限6年の薬学を履修する課程を卒業した者
 - ② 大学における医学又は歯学を履修する課程を卒業した者
 - ③ 外国において学校教育における18年の課程を修了した者
 - ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
 - ⑤ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - ⑥ 外国の大学等において、修業年限が5年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - ⑦ 文部科学大臣の指定した者
 - ⑧ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - ⑨ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 9 前項の規定にかかわらず、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む)であって、本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものであり、かつ、本大学院の選抜試験に合格した者を入学させることができる。
- 10 本大学院においては、編入学・転入学・転科及び転籍することはできない。

第4節 教育課程及び履修方法

第117条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

- 2 総合社会情報研究科における授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導は、通信教育により行う。
- 3 各研究科における授業科目・単位数及び研究指導並びに履修方法は次条以下による。
- 4 学生が許可を受け、他の研究科又は他大学大学院において履修した授業科目について修得した単位については、当該学生が在籍する研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 5 学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位については、当該学生が在籍する研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 6 前2項により修得したものとみなす単位は、10単位を超えない範囲(法務研究科専門職学位課程(法科大学院)については、30単位(専門職大学院設置基準第21条第1項ただし書きの規定により30単位を超えて算入できる単位を除く)を超えない範囲)で、修了するために必要な単位数に算入することができる。
- 7 各研究科において、教育研究上有益と認めるときは、あらかじめ協議の上、学生が他の研究科、他大学大学院の研究科又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 8 第4項から第7項までの規定は、学生が各研究科の許可を受けて外国の大学に留学する場合にこれを準用する。

第5節 科目等履修生・聴講生・特別聴講学生及び研究生

第137条 大学院修士課程及び大学院専門職学位課程の授業科目中の1科目又は数科目の履修を希望する者に対して、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の出願手続等については、別に定める。

第138条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、所定の単位を与えることができる。

第139条 大学院修士課程の授業科目中の1科目又は数科目の聴講を希望する者に対して、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生の出願手続等については、別に定める。

第140条 国内又は国外の他の大学院の学生が大学院研究科の授業科目の履修を希望するときは、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生の出願手続等については、別に定める。

第141条 各研究科において、特殊な事項に関する研究に従事しようとする者に対して、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生の出願手続等については、別に定める。

第142条 国内又は国外の他の大学院の学生が各研究科において、特殊な事項に関する研究に従事しようとするときは、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生の出願手続等については、別に定める。

日 本 大 学 学 位 規 程

昭和34年 3月31日制定	平成24年 3月 2日改正
昭和51年 6月11日改正	平成24年 4月 1日施行
昭和51年 7月 1日施行	平成25年 3月 8日改正
昭和53年 6月 9日改正	平成25年 4月 1日施行
昭和58年11月 4日改正	平成25年 6月 7日改正
昭和58年 4月 1日施行	平成25年 4月 1日施行
平成15年 3月 7日改正	平成27年 3月 6日改正
平成15年 4月 1日施行	平成27年 4月 1日施行
平成16年 4月 2日改正	平成28年 5月 6日改正
平成16年 4月 1日施行	平成28年 4月 1日施行
平成17年 4月 1日改正	平成30年 7月 6日改正
平成23年 5月 6日改正	平成30年 6月 1日施行
平成23年 4月 1日施行	

(趣 旨)

第1条 この規程は、日本大学学則に定めるもののほか、日本大学（以下「本大学」という）が授与する学位についての必要事項を定める。

(学位の種別)

第2条 本大学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

法 学	文 学	社 会 学	社会福祉学
教 育 学	体 育 学	心 理 学	地 理 学
理 学	経 済 学	商 学	芸 術
国 際 関 係	工 学	医 学	歯 学
生物資源学	獣 医 学	薬 学	

3 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。ただし、学術の専攻分野の名称は、学際領域等専門別に区分し難い分野を専攻した者について授与する。

法 学	政 治 学	新 聞 学	文 学
社 会 学	教 育 学	心 理 学	理 学
経 済 学	商 学	芸 術 学	国 際 学
工 学	生物資源科学	国 際 情 報	文 化 情 報
人 間 科 学	学 術		

4 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。ただし、学術の専攻分野の名称は、学際領域等専門別に区分し難い分野を専攻した者について授与する。

法 学	政 治 学	新 聞 学	文 学
社 会 学	教 育 学	心 理 学	理 学
経 済 学	商 学	芸 術 学	国 際 関 係
工 学	医 学	歯 学	生物資源科学
獣 医 学	薬 学	総合社会文化	学 術

5 専門職学位の学位は次のとおりとする。

法務博士（専門職）

(学位授与の要件)

第3条 本大学の学部を卒業した者には、本大学学則の定めるところにより、学士の学位を授与する。

- 2 本大学大学院の修士課程を修了した者には、本大学学則の定めるところにより、修士の学位を授与する。
- 3 本大学大学院の博士課程を修了した者には、本大学学則の定めるところにより、博士の学位を授与する。
- 4 本大学大学院の専門職学位課程を修了した者には、本大学学則の定めるところにより、専門職学位の学位を授与する。
- 5 博士の学位は、本大学大学院の博士課程を修了しない者であっても論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し、本大学大学院の博士課程の教育課程を修了して学位を授与される者と同等以上の学識を有することを、試問により確認された場合には、授与することができる。

(論文の提出)

第4条 本大学大学院の博士課程を修了しない者が、博士の学位の授与を申請するときは、学位授与申請書、論文の要旨及び論文審査手数料20万円を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定して論文を学長に提出しなければならない。

- 2 本大学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の授業科目及び単位を履修したのみで退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定による。ただし、退学後1年以内に論文を提出するときは、論文審査手数料を納付することを要しない。
- 3 前2項の規定により提出した論文及び一旦納付した論文審査手数料は、還付しない。

(論文)

第5条 前条第1項又は第2項により提出する論文は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

- 2 審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等の材料を、提出させることができる。

(分科委員会の指定)

第6条 第4条第1項又は第2項の規定により論文の提出があったときは、学長は、大学院委員会の議を経て、その論文を審査すべき分科委員会を指定し、その審査を付託する。

(審査委員会)

第7条 前条の規定により論文審査を付託された分科委員会は、その研究科の教員2名以上から成る審査委員会を設ける。

- 2 分科委員会は、審査のため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の研究科の教員その他前項以外の教員を審査委員会の委員のうちに加えることができる。

(審査並びに試験及び試問)

第8条 審査委員会は、論文審査並びに試験及び試問を行う。

- 2 試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について行う。
- 3 試問は、口答試問及び筆答試問により、専攻学術に関し、本大学大学院において博士課程を修了して学位を授与される者と同等以上の学識を有することを、確認するために行い、外国語については2種類を課する。ただし、外国語については、分科委員会が特別の事由があると認めるときは、1種類のみを課することができる。

(試問の免除)

第9条 第4条第2項の規定により学位の授与を申請する者が、退学の後、博士後期課程に入学した時から起算して6年（ただし、医学、歯学、獣医学及び薬学にあつては博士課程に入学した時から

起算して8年)以内に論文を提出したときは、試問を免除することができる。

(審査期間)

第10条 審査委員会は、第4条第1項又は第2項の規定により論文が提出された日から1年以内に、論文審査並びに試験及び試問を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、分科委員会の審議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会の報告)

第11条 審査委員会は、論文審査並びに試験及び試問を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨、試験の結果の要旨及び試問の成績に、学位を授与できるか否かの意見を添え、分科委員会に文書で報告しなければならない。

2 審査委員会は、論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験及び試問を行わないことができる。この場合には、審査委員会は、前項の規定にかかわらず、試験の結果の要旨及び試問の成績を添付することを要しない。

(分科委員会の審議)

第12条 分科委員会は、前条第1項の報告に基づいて、学位を授与すべきか否かを審議する。

2 前項の審議には、委員全員の3分の2以上の出席を必要とする。ただし、公務又は出張のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

3 学位を授与できるものと意見を集約するには、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(研究科長の内申)

第13条 分科委員会が前条の意見を集約したときは、その分科委員会の長である研究科長は、論文とともに、論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨、試験の結果の要旨及び試問の成績を添付し、学長に学位授与の可否について内申しなければならない。ただし、試験及び試問を経ないで、学位を授与できないものと意見を集約したときは、試験の結果の要旨及び試問の成績を添付することを要しない。

(学位の授与)

第14条 学長は、前条の内申に基づいて、学位授与の可否を決定し、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位論文の要旨等の公表)

第15条 本大学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内にその学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定により学位論文を公表する場合には、日本大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、大学院委員会の承認を得て当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、求めに応じて当該論文の全文を閲覧に供する。

4 博士の学位を授与された者が行う第1項及び前項の規定による公表は、本大学が定める所定の手続に基づき、インターネットの利用により行うものとする。

(学位授与の取消し)

第17条 学位を授与された者が、その榮譽を汚す行為をしたとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、分科委員会の審議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表する。

2 分科委員会において前項の意見を集約するには、委員全員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の4分の3以上の賛成がなければならない。第12条第2項ただし書の規定は、この場合に準用する。

(文部科学大臣への報告)

第18条 本大学において博士の学位を授与したときは、本大学は、学位を授与した日から3か月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

(学位記及び書類の様式)

第19条 学位記及び学位申請関係書類は、(様式第1号)から(様式第8号)までによるものとする。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

日本大学大学院生産工学研究科学位論文審査内規

昭和49年 2月21日制定	平成16年 2月12日施行
昭和49年 4月 1日施行	平成16年 4月 1日施行
昭和52年 4月22日改正	平成25年 2月14日改正
昭和57年 2月18日改正	平成25年11月14日改正
昭和57年11月25日改正	平成25年 4月 1日施行
昭和60年 4月18日改正	平成27年 3月12日改正
平成12年 3月16日改正	平成26年 4月 1日施行
平成14年12月19日改正	平成27年 3月19日改正
平成15年 4月 1日改正	平成27年 4月 1日施行

(総 則)

第1条 日本大学大学院生産工学研究科（以下「本研究科」という）における学位論文審査は、日本大学学位規程（以下「学位規程」という）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。ただし、生産工学研究科分科委員会（以下「本分科委員会」という）は、この内規にかかわらず必要に応じ特例を定めることができる。

(試験及び課程修了)

第2条 本研究科の博士前期課程を修了しようとする者は、同課程に2年以上在学し、生産工学系科目、所属する専攻科目及び他専攻の科目を学則に従い、33単位以上を修得し、かつ、学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 本研究科の博士後期課程を修了しようとする者は、同課程に3年以上在学し、所属専攻する研究指導を受け、更に独創的研究に基づく学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、博士前期課程に2年以上在学し、同課程を修了した者で優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。また、第1項ただし書きの規定による在学期間をもって博士前期課程を修了し、優れた業績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、学則第116条第3項第2号から第8号までの規定により本研究科の博士後期課程に入学した者で優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(論文提出資格)

第3条 修士の学位論文は、博士前期課程に1年以上在学し、本研究科所定の科目について20単位以上を修得した者でなければ提出することができない。ただし、優れた業績を上げた者については、この限りではない。

2 博士の学位論文は、博士後期課程に2年以上在学し、本研究科所定の研究指導を受けた者でなければ提出することができない。ただし、優れた業績を上げた者については、この限りではない。

3 本研究科博士課程を経ない者であっても、専攻学術に関し、本研究科博士課程を経て、学位を授与される者と同等以上の学力があるものは、博士の学位論文を提出することができる。

(課程による者の学位論文の提出)

第4条 博士前期課程による学位論文の審査を受けようとする者は、その年度の12月の指定された期日までに、その論文の題目を指導教員、専攻主任を経て、本研究科長に届け出なければならない。ただし、事情によりその翌年度9月に審査を受けようとする者は、翌年度の6月の指定された期日までに届け出なければならない。

2 博士後期課程による学位論文の審査を受けようとする者は、その年度の9月の指定された期日までにその論文の題目を指導教授、専攻主任を経て、本研究科長に届け出なければならない。ただし、事情によりその翌年度9月に審査を受けようとする者は、その前年度の3月の指定された期日までに届け出なければならない。

(課程による者の学位論文受理)

第5条 修士の学位論文は、その年度に博士前期課程を修了予定の者に限り、学位論文（正・副）3部を2月の指定された期日までに専攻主任を経て、本研究科長に提出するものとする。ただし、事情によりその翌年度9月に博士前期課程を修了しようとする者は、翌年度の7月の指定された期日までに提出しなければならない。

2 博士の学位論文は、その年度に博士後期課程を修了予定の者に限り、学位授与申請書、論文の内容の要旨、論文目録、履歴書を添え、学位論文1部を11月の指定された期日までに専攻主任を経て、本研究科長に提出するものとする。ただし、事情によりその翌年度9月に博士後期課程を修了しようとする者は、上記の手続きを翌年度の5月の指定された期日までに完了しなければならない。

3 本研究科長は、前項の学位論文を受理したときは、本分科委員会の審査に付託しなければならない。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第6条 第3条第3項の規定により学位の授与を請求する者は、学位授与申請書に学位論文1部、論文の内容の要旨、論文目録、履歴書及び学位審査手数料20万円を添え、その請求する学位の種類を指定して当該研究科長を経て、学長に申請するものとする。

2 学長は、前項の学位の授与の申請を受理したときは、学位規程第6条により、その学位の種類に応じて当該分科委員会に審査させる。

(学位論文)

第7条 学位論文は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、他の参考論文、訳文、模型又は標本等の資料を提出させることがある。

3 論文の内容の要旨は、4,000字以内とし、外国語による訳文を添付すること。

(学位論文及び学位審査手数料の還付)

第8条 受理した学位論文及び学位審査手数料は、いかなる事由があっても返還しない。

(審査委員)

第9条 第4条第1項により学位論文題目を提出した者の論文審査委員は、指導教員を含めて各専攻において選定し、1月の本分科委員会で内定し、論文を受理したのち更にこれを決定する。ただし、事情によりその翌年度9月に博士前期課程を修了しようとする者は、翌年度の7月の本分科委員会で内定し、論文を受理したのち更にこれを決定する。

2 第4条第2項により学位論文題目を提出した者の論文審査委員は、指導教授を含めて各専攻において選出し、10月の本分科委員会で内定し、論文を受理したのち更にこれを決定する。

3 本分科委員会は、第6条の規定により論文の審査を付託されたときは、本研究科を構成する専任教授のうちから審査委員を選出し決定する。

(審査委員会)

第10条 審査委員会は、本研究科を構成する専任教授のうちから3名以上の審査委員をもって構成する。ただし、審査委員には論文に関し、本分科委員会が必要と認めたときは、前条の規定にかかわらず、他の研究科の教員その他前条以外の教員を審査委員として、前記3名以上の審査委員の他に加えることができる。

2 前項の規定にかかわらず博士前期課程に2年以上在学した者、及び学則第116号第3項第2号から第6号までの規定により本研究科の博士後期課程に入学した者で同課程を1年以上3年未満で修了しようとする者の学位論文の審査委員は本研究科を構成する専任教授のうちから3名以上と、本研究科以外の後期課程指導教授を1名以上含めて構成する。

(審査主査)

第11条 審査委員の合意のもとに審査委員の中から1名を主査とする。主査は、本研究科を構成する専任教授とする。

(審査期間)

第12条 学位規程第10条に示すほか、本研究科長は、提出された学位論文1部を当該論文につき本分科委員会にて決定した審査委員に回し、論文審査及び最終試験を委嘱する。審査委員は、所定の期日までに審査と試験を終了させなくてはならない。ただし、特別の事由のあるときは、本分科委員会の審議を経て、その期間を延長することができる。

(最終試験)

第13条 最終試験は、博士前期課程又は博士後期課程を修了するに必要な専攻の科目について、所定の単位を修得し、研究指導を受け、かつ、学位論文を提出した者について行う。

2 最終試験は、審査委員により学位論文の審査が終った後に学位論文を中心として、これに関連ある科目について、口頭試問又は筆答試問により行うものとする。

(学力の確認)

第14条 学力の確認は、審査委員会が学位論文に関連ある専攻分野の科目及び外国語について行うものとする。

2 試験の方法は、口頭試問及び筆答試問により行う。

3 外国語の試験は、2種類について行う。ただし、本分科委員会において相当の理由があると認めるときは、1種類を免除することができる。

(審査の省略)

第15条 審査委員は、学位論文の審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験及び学力確認を行わないものとする。

(審査委員会の報告)

第16条 審査委員会は、論文審査・最終試験又は学力確認が終了したときは、直ちにその結果を本分科委員会に報告しなければならない。

2 審査委員会は、論文審査の結果の要旨、最終試験の結果の要旨を指定された期日までに、本研究科長に提出しなくてはならない。(報告様式は別に定める)

(分科委員会の審議)

第17条 本分科委員会は、前条により提出された報告に基づき、学位を授与すべきか否かを審議する。

2 前項の審議をするには、本分科委員会の構成員（海外出張中、休職中、その他本分科委員会がやむを得ない理由があると認めた者を除く）の3分の2以上の出席を必要とする。

3 学位授与の審議は、審査主査の報告に基づき行う。この場合論文についての報告は主査以外の審査委員が行うことができる。

4 本分科委員会で学位を授与できる者と意見を集約するには、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。
（研究科長の内申）

第18条 本分科委員会において、学位を授与できる者と意見を集約したときは、本研究科長は、学位論文とともに、論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨、最終試験の結果の要旨を添付して学長に内申しなければならない。

2 本分科委員会で学位を授与できないものと意見を集約したときは、本研究科長は、その旨を学長に内申しなければならない。

（論文の内容の要旨等の公表）

第19条 本研究科は、学位規程の定めるところにより、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

（学位論文の公表）

第20条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、本項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、分科委員会の承認を得て当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。

2 前項の規定により公表する場合は、その学位論文に「日本大学審査学位論文（博士）」と明記しなければならない。

3 博士の学位を授与された者が行う第1項の規定による公表は、日本大学が定める所定の手続きに基づき、インターネットの利用により行うものとする。

（学位授与の取消し）

第21条 学位規程第17条により、学位授与の取消しを求める場合には、本分科委員会の審議を必要とする。

2 前項の審議には、学位規程第17条第2項の他に、本内規の第17条第2項を準用する。

（その他の取扱い）

第22条 本内規以外の取扱いについては、その都度本分科委員会にて審議し、研究科長が決定する。

（学位申請書類の様式）

第23条 学位申請関係書類の様式は、別に定めるところによるものとする。

附 則

1 この内規は、平成27年4月1日から施行する。

修士論文の提出に関する取扱

1 修士の学位論文は、博士前期課程の2年次生で審査簿提出までに、所属専攻の授業科目より10単位（横断プログラム特別演習、特別演習、特別研究は含まない）以上かつ、本研究科設置科目より20単位以上を修得した者でなければ提出することができない。

2 前項の規定にかかわらず同課程を1年以上2年未満で修了しようとする者は、学則第106条及び第127条に規定する単位を修得見込みの上、本人が主研究者である一連の研究テーマについて、主なる所属学・協会又はこれに準ずる機関の雑誌、論文集に審査の結果掲載の発表論文（掲載決定のものも含む）が1編以上（大学院在学中に投稿されたものであること）あり、かつ所属専攻で定める試験に合格しなければならない。

博士学位申請論文(甲)による学位申請及び審査に関する申合せ

平成25年12月12日 大学院生産工学研究科分科委員会承認

(論文提出条件)

第1条 本研究科博士後期課程に在学し、必要な研究指導を受けた者が、博士学位申請論文(甲)を提出し、博士の学位を申請するときは、本人が主研究者である一連の研究テーマについて、主なる所属学・協会又はこれに準ずる機関の雑誌、論文集に審査の結果掲載の発表論文(掲載決定のものも含む)が1編以上あること。

なお、投稿中の論文については、所属学・協会等からの掲載証明書及びその原稿の写しを12月(9月修了の場合は6月)の専攻主任会議の前日までに提出しなければならない。また掲載後、論文の別刷を専攻主任会議に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず博士前期課程に2年以上在学した者、及び学則第112条第3項第2号から第6号までの規定により本研究科の博士後期課程に入学した者で同課程を1年以上3年未満で修了しようとする者が博士の学位を申請するときは、本人が主研究者である一連の研究テーマについて、主なる所属学・協会又はこれに準ずる機関の雑誌、論文集に審査の結果掲載の発表論文(掲載決定のものも含む)が2編以上(うち1編以上は大学院在学中に投稿されたものであること)あり、かつ所属専攻で定める試験に合格しなければならない。

(学位申請について)

第2条 博士学位申請論文(甲)の学位申請は、当該専攻主任を経て教務課で受け付ける。

2 当該専攻主任は、次の書類を9月の指定された期日(9月修了は3月の指定された期日)までに提出する。

- ① 審査簿
- ② 外部副査がいる場合はその選定理由書

3 論文は日本語での作成を原則とし、外国語での論文審査を受けようとする者は、本研究科の承認を得なければならない。

4 学位申請者は、次の書類を11月(9月修了は5月)の指定された期日までに教務課へ提出する。

- ① 論文【正】(仮製本)(論文の内容の要旨(英文)を含む) 1部
- ② 論文【副】(写し)(論文の内容の要旨(英文)を含む) 4部(専攻主任会議及び分科委員会用)
- ③ 学位申請書 1部
- ④ 履歴書 1部
- ⑤ 研究業績 1部
- ⑥ 論文目録 1部
- ⑦ 論文の内容の要旨【4000字以内】 1部
- ⑧ 本人連絡先
- ⑨ 所属学協会誌等掲載の学術論文(別刷可) 4部
- ⑩ 共同研究者の承諾・誓約書 1部
- ⑪ 改姓届 1部

なお、⑩共同研究者の承諾・誓約書及び⑪改姓届は該当する場合のみ提出する。

(論文受理について)

第3条 専攻主任会議は、提出書類を点検し、不備な点の修正を学位申請者に求めることができる。また、提出された論文が第1条第1項及び第2項の条件を満たすことを確認してから、分科委員会に論文受理を諮る。

(公開発表会について)

第4条 本分科委員会で論文受理をされた後、学位申請者による公開発表会を行わなければならない。

なお、公開発表会は当該論文の審査委員会が主催し、教務課がこれを補佐する。

2 公開発表会の開催は、学内掲示板に公示する。

なお、分科委員会委員には教務課から通知する。

3 公開発表会においては、学位申請者から論文内容の説明を求め、論文を評価する目的で質疑応答を行う。

なお、司会は審査委員会の主査がこれに当たる。

4 公開発表会の後、当該論文の審査委員会は「公開発表会報告書」を研究科長あて提出する。

なお、「公開発表会報告書」には、発表会日時と場所、論文題目、発表者氏名、主な質疑応答の内容、総合所見等を記入し、出席者名簿（所属、資格、氏名）を添付する。

（論文審査について）

第5条 審査委員会の主査は、専攻主任会議及び分科委員会での論文審査の審議のために次の書類を教務課へ提出する。

- ① 論文【正】（製本したもの） 1部
- ② 論文【副】（写し） 4部（専攻主任会議及び分科委員会用）
- ③ 論文の内容の要旨 1部
- ④ 論文審査の結果の要旨 1部
- ⑤ 最終試験の結果の要旨 1部
- ⑥ 論文審査経過報告 1部
- ⑦ 公開発表会報告書 1部
- ⑧ 博士論文の登録・公表依頼書 1部
- ⑨ 論文の要約 1部

また、①論文、④論文審査の結果の要旨、⑧博士論文の登録・公表依頼書、⑨論文の要約は電子データも併せて提出する。

なお、⑨論文の要約は該当する場合のみ提出する。

附 則

- 1 この申合せは、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成17年6月23日施行の「博士学位請求論文（甲）による学位申請及び審査に関する申合せ」は廃止する。

日本大学大学院生産工学研究科関連科目履修要項

生産工学研究科の関連科目の履修は、次のよるものとする。

- 1 関連科目とは、本研究科分科委員会において関連科目として認めたものをいう。
- 2 関連科目の履修は6単位を限度とし、選択科目として履修することができる。
- 3 同一教科内容の科目は、他専攻では受講できない。
- 4 関連科目として認める科目
 - （1）本研究科内の他専攻の科目
 - （2）本大学大学院の他研究科の博士課程及び修士課程の科目

修了見込証明書の発行に関する取扱

修了見込証明書の発行は、博士前期課程の2年次生で1年時終了時に、所属専攻の授業科目より10単位（横断プログラム特別演習、特別演習、特別研究は含まない）以上かつ、本研究科設置科目より20単位以上を修得した者とする。

大学院生産工学研究科（博士前期課程） 学位授与の基準

生産工学研究科に、所定の年限在籍し、日本大学教育憲章、生産工学研究科の教育目標並びに各専攻の教育研究上の目的に基づいた教育課程により、教育目標に沿った研究指導を受け、33 単位以上（所定の単位数）を修得するとともに、研究科が開催する発表会を経て提出された修士論文の審査に合格した者に、修士（工学）の学位を授与する。ただし、優れた業績を上げたものについては大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

次の要求事項を満たしていることを、課程修了の目安とする。

生産工学に関わる幅広い知識を身につけ、特別演習、特別研究を修得することにより、自らの研究を遂行するために必要な倫理観を高めることができる。

学修を通じて得た知識を国際社会の多様な課題に適用し、自らの研究を論理的に説明することができる。

高度な情報を活用して論理的かつ批判的に評価することができる。

自ら獲得した知識・技能等に基づいて、研究に関する問題を発見し、解決することができる。

高度技術者として、社会の発展に果敢に挑戦することができる。

国内外の多様な社会・環境の中で、他者の価値観を尊重した上で、適切なコミュニケーションを主体的に実践し、自らの考えを伝えることができる。

高度な技術の進歩に適応し、他者と協働することにより、グローバル化する知識基盤社会の発展に寄与することができる。

振り返りを通じて、自己の研究力、技術力を高めることができる。

なお、生産工学研究科の学位授与における合否判定審査項目【以下に記載】については、大学院履修要覧に記載して公表するとともに、学位授与の合否判定の基準とする。

生産工学研究科の学位授与における合否判定審査項目

学位審査は、研究活動、学位論文および公開発表会について、以下の項目で行います。

（博士前期課程）

【審査項目】

- 1 生産工学研究に関連する分野について、広く調査した。（論文・作品）
- 2 研究課題に自主的に取り組み、有益な知見を得た。（論文・作品）
- 3 研究成果を的確に説明し、他の研究者と討論できた。（学会発表・公開発表）
- 4 当該研究が社会へ寄与する点と環境に及ぼす影響を考慮した。（学会発表・公開発表）

【合否判定】

研究活動と学位論文を、上記の4つの項目で審査し、総合的に判断して合格か不合格か判定します。

大学院生産工学研究科（博士後期課程） 学位授与の基準

生産工学研究科に、所定の年限在籍し、日本大学教育憲章、生産工学研究科の教育目標並びに各専攻の教育研究上の目的に基づいた教育課程により、教育目標に沿った研究指導を受け、30 単位以上（修士課程を修了した者については、その修得単位を含む）（所定の単位数）を修得するとともに、研究科が開催する発表会を経て提出された博士論文の審査及び最終試験に合格した者に、博士（工学）の学位を与える。

ただし、優れた業績を上げたものについては、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該過程を修了した者にあっては、当該過程における2年の在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。

次の要求事項を満たしていることを、課程修了の目安とする。

研究及びその成果の公表などを通じて、社会の問題を自らの力で見出し解決し、新たに得た知見を世界に発信することができる。さらに学識を教授するために必要な能力を培うこと。

なお、生産工学研究科の学位授与における合否判定審査項目【以下に記載】については、大学院履修要覧に記載して公表するとともに、学位授与の合否判定の基準とする。

生産工学研究科の学位授与における合否判定審査項目

学位審査は、研究活動、学位論文および公開発表会について、以下の項目で行います。

(博士後期課程)

【審査項目】

- 1 国内外の関連する研究分野を広く調査し、体系的で幅広い知識を獲得した。(論文)
- 2 研究課題を自主的に設定し、その解釈に向けて有益かつ新たな知見を得た。(論文)
- 3 研究課題を他の研究者に説明し討論できた。(学会発表・公開発表)
- 4 当該研究が社会へ寄与する点と環境に及ぼす影響を考慮した。(論文・学会発表・公開発表)
- 5 研究活動においてリーダーシップを発揮できた。(学会発表・公開発表・口頭試問)

【合否判定】

研究活動と学位論文を、上記の5つの項目で審査し、総合的に判断して合格か不合格か判定します。

日本大学生産工学部ティーチング・アシスタント制度内規

平成10年4月1日制定
平成11年1月28日改正
平成12年2月17日改正
平成12年2月17日施行
平成13年5月24日改正
平成13年4月1日施行
平成27年5月21日改正
平成27年4月1日施行
平成30年3月15日改正
平成30年4月1日施行

(目 的)

第1条 この内規は、生産工学部（以下「学部」という）の教育充実の目的でティーチング・アシスタント制度を実施するために必要な事項を定める。

(ティーチング・アシスタント)

第2条 学部の教育業務の補助をする生産工学研究科の大学院学生をティーチング・アシスタント（以下「TA」という）という。

(資 格)

第3条 TAは、次の条件を備えている学生とする。

- ① 学業成績、人物が優れていること
- ② 学部学生の教育指導に熱意があり、指導能力があること
- ③ 健康であること

(義務及び指導・管理)

第4条 TAは、学科目担当教員の指示により、定められた時間において学部学生の教育指導に関する補助をしなければならない。

2 TAの指示及び管理は、TAに補助を依頼した学科等の科目担当者とする。ただし、総括責任者は、原則として専攻主任とする。

(募 集)

第5条 TAの募集人数は、学部長が決定し、毎年4月に募集する。

2 前項の規定にかかわらず、欠員が生じた場合は随時補充を行うことができる。

(選考決定)

第6条 TAは、各専攻から推薦された候補者について、担当会議の審議を経て、学部長が決定する。

(給 与)

第7条 TAの給与は、授業科目の補助業務について1コマ(90分)を単位として定め、翌月23日に支給する。ただし、授業科目の補助以外の業務については、実働時間を1コマ換算により算定する。

2 前項の規定にかかわらず、3月分の給与の支払いについては、当月とする。

3 第1項の1コマ当りの単価については、別に定める。

(任用期間)

第8条 任用期間は4月1日から1年間とする。

(任用の解除)

第9条 TAが次の各号の一に該当するときは任用を解除する。

- ① 第4条に規定する義務を遂行しなかったとき
- ② 学則に違反する行為をしたとき
- ③ 休学または退学したとき
- ④ その他本制度の適用に対して不都合が生じたとき

(基 準)

第10条 TAの選考、勤務、給与、任用、その他この内規の運用については、別に基準を定める。

(所 管)

第11条 TAに関する事務の所管は、教務課とする。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

日本大学生産工学部ティーチング・アシスタント制度運用基準

平成11年2月25日制定
平成11年4月1日施行
平成13年5月24日改正
平成13年4月1日施行
平成23年4月14日改正
平成23年4月1日施行
平成25年1月17日改正
平成25年4月1日施行
平成30年3月1日改正
平成30年4月1日施行

(目 的)

第1条 この基準は、日本大学生産工学部ティーチング・アシスタント制度内規第11条に基づき、これを定める

(勤 務)

第2条 ティーチング・アシスタント(以下「TA」という)が担当できるコマ数は原則として8コマ/週とし、担当できる年間コマ数の上限は次のとおりとする。

博士前期課程 60コマ

博士後期課程 120コマ

(給 与)

第3条 TAの1コマ当りの単価は次のとおりとする。

博士前期課程 4,000円

博士後期課程 5,000円

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

日本大学生産工学部奨学金給付規程

昭和62年2月6日制定	平成6年4月1日施行
昭和62年4月1日施行	平成7年4月14日改正
平成元年3月3日改正	平成7年4月1日施行
平成元年4月1日施行	平成27年3月6日改正
平成6年5月6日改正	平成27年4月1日施行
	平成29年6月9日改正

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、日本大学基金規程第5条に基づき、日本大学生産工学部奨学金（以下「奨学金」という）給付についての必要事項を定める。

(資 金)

第2条 この規程に掲げる奨学金は、日本大学生産工学部奨学基金から給付する。

第2章 奨 学 金

(奨学生)

第3条 この規程に基づき、奨学金を受ける者を生産工学部奨学生（以下「奨学生」という）という。

2 奨学生は、第1種奨学生・第2種奨学生及び第3種奨学生とする。

(資 格)

第4条 奨学生は、生産工学部（以下「学部」という）又は生産工学研究科（以下「研究科」という）に在学中の学生で、次の条件を備えているものとする。

① 第1種奨学生

- (1) 外国人留学生以外の学生であること。
- (2) 学業成績が特に優秀で、人物が優れていること。

② 第2種奨学生

- (1) 経済的理由により学費等の支弁が困難であること。
- (2) 学業成績が優秀で、人物が優れていること。

③ 第3種奨学生

- (1) 外国人留学生であること。
- (2) 学業成績が特に優秀で、人物が優れていること。

(募 集)

第5条 奨学生の募集は、第1種奨学生及び第3種奨学生については原則として毎年5月、第2種奨学生については随時行う。

(申込手続)

第6条 奨学金の給付を希望する者は、所定の申請書に次の書類を添付して、生産工学部長（以下「学部長」という）又は大学院生産工学研究科（以下「研究科」という）に願出するものとする。ただし、第1種奨学生及び第3種奨学生は第2号の書類を必要としない。

① 成績証明書

② 学費支弁者の経済的状況を証する文書（源泉徴収票、確定申告書の写し、り災証明書等）

③ 学科主任又は大学院専攻主任の推薦理由書

④ その他必要書類

2 学部又は研究科に在学中の1年次生の成績証明書については、最終卒業学校のものとする。

(選考決定)

第7条 奨学生は、奨学生選考委員会の推薦した候補者について、教授会又は大学院分科委員会の審議を経て、学部長が又は研究科長が決定する。

(給付額及び給付時期)

第8条 奨学金の給付額及び給付時期は次のとおりとする。

① 第1種奨学生 年額50万円とし、毎年7月に給付する。

② 第2種奨学生 6か月額30万円とし、決定の都度給付する。

③ 第3種奨学生 年額50万円とし、毎年7月に給付する。

(給付対象期間)

第9条 第1種奨学生及び第3種奨学生に対する奨学金の給付対象期間は、当該年度1か年とする。ただし、再選考を経て次年度以降の給付を妨げない。

2 第2種奨学生に対する奨学金の給付対象期間は、当該年度の4月から9月まで又は10月から3月までの6か月とする。ただし、再選考を経て次年度以降の給付を妨げない。

(給付停止及び返還)

第10条 奨学生選考委員会が、次の号のいずれかにより奨学生を不適格と認めた場合には、学部長又は研究科長は、奨学金の給付を停止し、又はその給付を取り消して、既に給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

① 休学又は退学したとき。

- ② 学則に違反する行為があったとき。
- ③ 学業成績が著しく不良となったとき。
- ④ 第4条各号に該当しなくなったとき。

(給付の復活)

第11条 前条第1号の休学による給付の停止を受けた者が復学したときは、本人からの願い出により、学部長又は研究科長は、給付を復活することができる。

第3章 選 考 委 員 会

(委員会)

第12条 奨学生候補者の選考その他諸事項を審議するため、奨学生選考委員会（以下「委員会」という）を置く。

(委員会の構成)

第13条 委員会は、次の者をもって構成し、委員は学部長が委嘱する。

- ① 学 部 長
- ② 学 部 次 長
- ③ 学 務 担 当
- ④ 学 生 担 当
- ⑤ 大学院担当
- ⑥ 学科主任（教養・基礎科学系主任を含む）
- ⑦ 事 務 局 長
- ⑧ 事務局次長
- ⑨ 事 務 長
- ⑩ 経 理 長

(委員長)

第14条 委員会の委員長は、学部長とする。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の招集)

第15条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(委員の任期)

第16条 委員長及び委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成員以外の出席)

第17条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

第4章 そ の 他

(予算及び決算)

第18条 奨学金は、毎年度の予算及び決算に計上するものとする。

(所 管)

第19条 奨学生に関する事務は、学生課が行う。

(内規等)

第20条 この規程に関するその他の必要事項は、内規等で別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成29年6月9日から施行する。

日本大学生産工学部校友会奨学金給付規程

平成5年3月5日制定	平成23年3月4日改正
平成5年4月1日施行	平成23年4月1日施行
平成6年5月6日改正	平成25年2月1日改正
平成6年4月1日施行	平成27年3月6日改正
平成7年4月14日改正	平成27年4月1日施行
平成7年4月1日施行	平成29年6月9日改正

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、日本大学基金規程第5条に基づき、日本大学生産工学部校友会奨学金（以下「奨学金」という）給付についての必要事項を定める。

(資 金)

第2条 この規程に掲げる奨学金は、日本大学生産工学部校友会（以下「校友会」という）からの寄付金を基とする日本大学生産工学部校友会奨学基金（以下「奨学基金」という）から給付する。

2 前項の奨学金には、奨学基金以外の校友会から受け入れる寄付金を充てることができる。

第2章 奨 学 金

(奨学生)

第3条 この規程に基づき、奨学金を受ける者を生産工学部校友会奨学生（以下「奨学生」という）という。

(資 格)

第4条 奨学生は、生産工学部又は大学院生産工学研究科に在学中の学生で、次のいずれかの条件を備えているものとする。

- ① 経済的理由により学費等の支弁が困難であること。
- ② 奨学生選考委員会が適当と認める者であること。

(募 集)

第5条 奨学生の募集は、随時行う。

(申込手続)

第6条 奨学金の給付を希望する者は、所定の申請書に次の書類を添付して、生産工学部長（以下「学部長」という）又は大学院生産工学研究科長（以下「研究科長」という）に願出するものとする。

- ① 成績証明書
- ② 学費支弁者の経済的状況を証する文書（源泉徴収票、確定申告書の写し、り災証明書等）
- ③ 学科主任又は大学院専攻主任の推薦理由書
- ④ その他必要書類

(選考決定)

第7条 奨学生は、奨学生選考委員会の推薦した候補者について、教授会又は大学院分科委員会の審議を経て、学部長又は研究科長が決定する。

(給付額及び給付時期)

第8条 奨学金は、6か月額30万円、20万円又は10万円のいずれかとし、経済的困窮の程度を審査の上、決定の都度給付する。

(給付対象期間)

第9条 奨学金の給付対象期間は、当該年度の4月から9月まで又は10月から3月までの6か月とする。ただし、再選考を経て次年度以降の給付を妨げない。

(給付停止及び返還)

第10条 奨学生選考委員会が、次の各号のいずれかにより奨学生を不適格と認めた場合には、学部長又は研究科長は、奨学金の給付を停止し、又はその給付を取り消して、既に給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

- ① 休学又は退学したとき。
- ② 学則に違反する行為があったとき。
- ③ 学業成績が著しく不良となったとき。
- ④ 第4条各号に該当しなくなったとき。

(給付の復活)

第11条 前条第1号の休学による給付の停止を受けた者が復学したときは、本人からの願出により、学部長又は研究科長は、給付を復活することができる。

第3章 選 考 委 員 会

(委員会)

第12条 奨学生候補者の選考その他諸事項を審議するため、奨学生選考委員会（以下「委員会」という）を置く。

(委員会の構成)

第13条 委員会は、次の者をもって構成し、委員は学部長が委嘱する。

- ① 学 部 長
- ② 学 部 次 長
- ③ 学 務 担 当
- ④ 学 生 担 当
- ⑤ 大学院担当
- ⑥ 学科主任（教養・基礎科学系主任を含む）
- ⑦ 事 務 局 長
- ⑧ 事務局次長
- ⑨ 事 務 長
- ⑩ 経 理 長

(委員長)

第14条 委員会の委員長は、学部長とする。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、次条に定める副委員長がその職務を代行する。

(副委員長)

第15条 委員会に、副委員長を置く。

2 副委員長は、委員長の指名した者とする。

3 副委員長は、委員長を補佐する。

(委員会の招集)

第16条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(委員の任期)

第17条 委員長、副委員長及び委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成員以外の出席)

第18条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

第4章 そ の 他

(予算及び決算)

第19条 奨学金は、毎年度の予算及び決算に計上するものとする。

(所 管)

第20条 奨学生に関する事務は、学生課が行う。

(内規等)

第21条 この規程に関するその他の必要事項は、内規等で別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成29年6月9日から施行する。

大学院生産工学研究科博士後期課程への進学者に対する奨学金の給付に関する要項

平成30年 3月 8日承認

平成30年 4月 1日施行

令和 2年10月 8日改正

令和 3年 4月 1日施行

1 目 的

大学院生産工学研究科博士後期課程への進学者に対して奨学金を給付することによって、学生の学資面での安定性と修学意欲の向上を図り、将来の若手研究者となるための意欲を高揚することを目的とする。

2 対象者

大学院生産工学研究科博士後期課程へ進学した以下の条件を満たす者で、原則として各専攻から推薦された奨学生候補者について、選考のうえ給付する。

- ① 学業成績及び人物が特に優秀であること。
- ② 本研究科における奨学金を受けていないこと。
- ③ 社会人学生は勤務先から学費の支弁を受けていない者。
- ④ 本研究科博士後期課程に在籍している者で、入学してからの在籍期間が4年を超えない者。

3 給付額及び給付時期

一般学生はT Aの給与を考慮し、学年ごとに年額20万円、社会人学生は学年毎に年額で1年次60万円、2年次・3年次50万円を給付する。毎年6月に給付する。

4 手続き

- ① 学生課から各専攻主任宛てに、奨学生候補者の推薦を依頼する。
- ② 各専攻から推薦のあった奨学生候補者について、奨学生選考委員会にて選考し、担当会議、専攻主任会議・大学院分科委員会にて審議し承認を得る。
- ③ 学生課で決裁のうえ給付する。

5 給付停止及び返還等

「日本大学生産工学部奨学金給付規程」第10条及び第11条を準用する。

6 所 管

本奨学金に関する事務は、学生課が行う。

7 施 行

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

「大学院生産工学研究科博士後期課程在籍学生を対象とする研究支援プログラム」、「大学院生産工学研究科博士前期課程から同後期課程への進学者に対する奨学金の給付に関する要項」、「日本大学大学院生産工学研究科博士後期課程入学者の指導教員への指導研究費の給付に関する要項」は廃止する。